

平成23年第2回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

平成23年3月2日（水）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時05分

◎出席議員（18名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	6番	沼田邦彦
7番	高德正治	8番	佐藤昇市
9番	板橋邦夫	10番	水上正治
11番	平山進	12番	佐藤雄次郎
13番	小森幸雄	14番	滝田志孝
15番	高田悦男	16番	中山五男
17番	平塚英教	18番	樋山隆四郎

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	石川英雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	平山隆
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
総合政策課長	国井豊
総務課長	駒場不二夫
税務課長	鈴木傑
市民課長	高橋博
こども課長	堀江久雄
農政課長	荻野目茂
商工観光課長	鈴木重男
環境課長	小川祥一
都市建設課長	岡清隆

上下水道課長

栗野育夫

学校教育課長

羽石浩之

生涯学習課長

川堀文玉

◎事務局職員出席者

事務局長

澤村俊夫

書記

藤田元子

書記

佐藤博樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第19号 那須烏山市暴力団排除条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第20号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第21号 那須烏山市社会福祉法人助成条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第24号 那須烏山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第23号 那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第25号 那須烏山市特別会計設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第26号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第27号 那須烏山市手数料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第28号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例及び那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第29号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第15 議案第30号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第16 議案第31号 那須烏山市奨学金給付条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第17 議案第32号 那須烏山市児童館設置及び管理条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第18 議案第34号 曲畑辺地に係る総合整備計画の策定について（市長提出）

- 日程 第19 議案第35号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定期間の変更について（市長提出）
- 日程 第20 議案第36号 那須烏山市観光物産センターの指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第21 議案第10号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について（市長提出）
- 日程 第22 議案第11号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について（市長提出）
- 日程 第23 議案第12号 平成22年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第24 議案第13号 平成22年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第25 議案第14号 平成22年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第26 議案第15号 平成22年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第27 議案第16号 平成22年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第28 議案第17号 平成22年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第29 議案第18号 平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第30 議案第1号 平成23年度那須烏山市一般会計予算について（市長提出）
- 日程 第31 議案第2号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第32 議案第3号 平成23年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第33 議案第4号 平成23年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第34 議案第5号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計予算について（市長提出）

- 日程 第35 議案第 6号 平成23年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算
について（市長提出）
- 日程 第36 議案第 7号 平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計予算につ
いて（市長提出）
- 日程 第37 議案第 8号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算につ
いて（市長提出）
- 日程 第38 議案第 9号 平成23年度那須烏山市水道事業会計予算について（市
長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（滝田志孝） おはようございます。ただいま出席している議員は17名です。13番小森幸雄議員から遅刻の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成23年第2回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますのでご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る2月22日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

◎市長あいさつ

○議長（滝田志孝） ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。
大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄） ごあいさつ申し上げます。

平成23年第2回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位には年度末何かとご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、平成23年を迎えまして2カ月を経過したところでございますが、最近の政治、経済状況は国内外ともに緊迫をした情勢が続いております。1月14日の北アフリカ・チュニジア政変を発端といたします民主化の波は、エジプト政変を経て東アフリカからペルシャ湾まで広大な地域に広がっております。世界有数の資源地帯であります中東の混乱は、日本を含めた世界経済に少なからぬ影響を与え、既に原油価格が高騰するなど、長期停滞が続く国内景気のさらなる下振れが懸念されるところでございます。

また、自然災害の脅威を目の当たりにする事件、事故も多発いたしております。先週は、日本に縁の深いニュージーランドのクライストチャーチ市で発生した大規模な地震に、多くの日本人が巻き込まれ、いまなお捜索、復旧活動が続いているところであります。被災者の無事と一刻も早い復興を願わずにはられません。

国内でも、宮崎県の新燃岳が1月19日から断続的に爆発的噴火を続け、付近一帯に避難命令や交通機関の停止、降灰に伴う生活、産業への甚大な被害が発生をしております。本市でも、学校耐震化など安全、安心のための各種施策を推進をしておりますが、改めまして、防災の重

要性を胸に刻んだところであります。

一方、国内の政治、経済情勢に目を向けますと、子ども手当法案や特例公債法案など予算関連法案の年度内成立が危ぶまれ、地方自治体や市民生活、地域経済への影響が懸念をされるところでございます。また、今検討が進められております社会保障と税の一体改革及びT P P問題におきましても、地方の立場を理解しているとは思われない発言等も見受けられるなど、混乱を深める国会運営を含めて、国政に目が離せない状況でございます。

このように、必ずしも楽観できる社会、経済情勢ではありませんが、那須烏山市が誕生して6年目を迎え、本定例会に上程させていただいております平成23年度予算編成のとおり、総合計画に基づくひかり輝くまちづくりを目指し、市政運営を推進しております。

また、先ごろは市制施行5周年記念の式典を挙行し、席上、合併以来、市政の振興に寄与されてまいりました115名、4団体を表彰させていただいたところでございますが、懸案であります市の一体感の醸成が着実に進んでいることを実感したところでもございます。なお、議員各位におかれましては、本式典にご臨席を賜りましたことを、この場を借りまして厚くお礼を申し上げます。

さて、今次定例会におきまして提案申し上げます案件は、当初予算案9件、補正予算案9件、条例案14件、人事案1件、議決案3件、計36議案であります。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（滝田志孝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

17番 平塚英教議員

18番 樋山隆四郎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（滝田志孝） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月16日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

◎日程第3 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（滝田志孝） 日程第3 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦をすることになっております。

本議案は、現在、人権擁護委員でございます檜山秀雄氏及び高木建一郎氏が、平成23年6月30日をもって任期満了となりますことから、候補者といたしまして、引き続き高木建一郎氏を推薦するとともに、新たに根本幸久氏を推薦するものであります。

勇退をされます檜山秀雄氏は、平成8年5月から5期15年にわたり人権の擁護と人権思想の普及高揚に貢献されてまいりました。ここに檜山秀雄氏の長年のご活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

今回、候補者といたしまして引き続き推薦いたします高木建一郎氏は、平成20年7月から1期3年間にわたり、人権擁護の普及推進に尽力をされ、法務局烏山支局人権擁護委員協議会監事の要職も務められております。

また、新たに候補者といたしまして推薦いたします根本幸久氏は、誠実、温厚な人柄で35年間の長きにわたり県内小中学校及び南那須教育事務所等に奉職をされ、南那須町教育委員会教育長の要職も務められました。

両氏ともに、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でありますので、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第3 議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第19号 那須烏山市暴力団排除条例の制定について

○議長（滝田志孝） 日程第4 議案第19号 那須烏山市暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、暴力団が市民生活や社会経済活動に介入し、市民や事業者に多大な脅威を与えている現状を踏まえ、暴力団の排除を目的とした条例を制定するものであります。

近年、暴力団は、社会からの厳しい批判にもかかわらず、組織勢力を誇示し、あらゆる手段

により資金獲得活動により社会の各層に食い込もうといたしております。

栃木県におきましても、暴力団関係者の摘発が増加傾向にあり、また、暴力団関係者による殺人事件や行政機関に対する不当要求事件などが相次いでおります。本市におきましては、去る平成21年6月15日に、高瀬地内における白昼の銃撃事件が発生するなど、平穏な市民生活や健全な社会経済活動を脅かす現実が身近なものとなっております。

こうした情勢を踏まえ、那須烏山市暴力団排除条例を制定し、県と歩調を合わせて暴力団排除の取り組みをより強固なものにし、暴力団が住みにくい社会づくりを推進しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、慎重ご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、ただいま上程となりました那須烏山市暴力団排除条例について、詳細ご説明を申し上げます。

暴力団を取り巻く状況につきまして、ただいま市長提案のとおりでございまして、県では昨年の9月の県議会におきまして、この暴力団排除条例を可決、決定をいたしまして、本年の4月1日から施行するという運びになっております。

県内各市町としても、県からの要請も受けまして、県と歩調を合わせる形で暴力団排除の取り組みをより強固なものにするために、この条例を制定する動きが出てきているところでございまして、本条例は暴力団を排除するための基本理念を定めるものでありまして、全体で12条からなる条例でございまして。

それでは、制定文のほうをごらんいただきたいと思います。まず、第1条であります、制定の目的を規定しておりますが、ただいま申し上げましたように、市民生活の安全と平穏及び地域の社会経済活動の健全な発展に寄与するためということ規定しているところでございます。

第2条は定義を規定しておりますが、指定暴力団ばかりではなくて、すべての暴力団及びその構成員なども規定しているという形でございます。

第3条につきましては基本理念を規定しておりますけれども、暴力団を利用しない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を恐れないなどの暴力団排除、追放に関するいわゆる三ない運動ですね、これらを基本として規定するものでございます。

次のページの第4条、第5条につきましては、市、市民、それから事業者、これらの責務を規定しておりますが、それぞれの責務や努力目標、これらを規定しているところでございます。

第6条につきましては、市の事務事業における責務を規定しておりますが、公共工事とか市

が行う事務事業全般から暴力団を排除するため、暴力団関係者等を入札から排除するなどを規定しているものでございます。

第7条につきましては、公の施設の利用制限を規定しておりますけれども、公の施設につきましては、暴力団の活動を助長するような利用、これらは許可しないと規定するとともに、既に許可しているものにつきましては、暴力団関係と認められる場合、取り消しを求めるということを規定しているものでございます。

第8条につきましては、市民や事業者に対する情報提供、必要な支援を行うということを規定しているところでございます。

第9条は、青少年に対する教育の措置を規定しておりますけれども、特に思春期を迎える中学生、これらに対しては難しい時期でもございまして、暴力団に加入しないように、また、被害を受けないように適切な措置を講じるとしてございまして、今後、市と教育委員会の中で協議を進め、具体的な施策を推進していくということになるかと思えます。

第10条につきましては、暴力団に対する金品の供与を禁止してございまして、第11条は公共工事の事業者、暴力団関係者にその業務に従事させないよう規定しているものでございます。

第12条は、その他のことにつきまして委任規定でございまして。

なお、これらの施行日につきましては、県の条例施行に合わせまして平成23年4月1日とするものであります。

以上で詳細説明を終了させていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ただいま市長並びに課長の説明で理解をいたしました。確かに暴力団は組織拡大に向けて進んでいるわけですが、警察庁においてもこれらの締め出しをしているわけですが、なかなか功を奏していないというのが実態かと思えます。そういうために、資金源を求めるために団体とか会社とかあるいは個人に不当要求を続けているというのが実態かと思えます。

こういう観点から、この目的にもありますように、市民生活の安全と平穏及び地域の社会、経済的活動の健全な発展に寄与するということでございまして、大変理にかなった条例ではないかと私は認識をしております。

そこで、一番最後の第11条、公共工事等事業者の責務でございまして、その2番に公共工事事業者云々とありますが、例えば今、市の工事を請け負って工事をしていっている中で、必ず工事箇所には看板を立てているわけですね。工事名とかあるいは着工年月日とかあるいは完成年月日、これを表示しているわけなんです、たまたま着工年月日から若干ずれて仕事をしてい

と、そういう右翼とか暴力団がしょっちゅう回っていますので、それを見て、なぜ期限が来ているのに仕事をやっているんだと。そういうのを因縁をつけ金品の要求をする。そういうことも聞いております。

それとまた工事中ですから、かなり道路が傷んでいるわけですね、段差があったり、どろがあったり。段差のあったために車が傷ついてしまった。金品を要求する。実際にあったことなんです。そういうことでございます。工事看板ですね、これは期限が来た場合は外しちゃって、あまり期間が長く延長される場合は工事変更契約になるかと思うんですが、その辺、看板を外して工事をやるということはいけないかどうか。ちょっとそれだけをお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 岡都市建設課長。

○都市建設課長（岡 清隆） ただいま道路工事の件の話かと思えます。それで、板橋議員がおっしゃる案件は過去にはございません。

それと、工期をオーバーして事業をやっている業者もございません。なぜかと言いますと、どうしても無理な場合には変更契約を結びます。工期の延長ですね。そういったことで対応しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 今、課長の説明でわかったわけでございますが、長期の場合は変更契約ということで理解していいわけですね。例えば1週間ぐらいの場合は工期看板を外すというわけにはいかないんですかね。その辺は臨機応変にやるほかないですかね。

○議長（滝田志孝） 岡都市建設課長。

○都市建設課長（岡 清隆） 時間の管理はしてございません。ただ、夕方ですけれども、一応5時までというような規定がございます。これについてはそれを超えた場合には業者を呼びまして、嚴重注意しているところでございますので、今後なるべくこういった事案が起こらないように努力してまいりたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） それでは、もしそういうことが要求する事案があった場合、これは都市建設課に連絡していいわけですか。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 今、都市建設課長が説明したように、今のところないものと私のほうでは信じてございます。いずれにいたしましても、そういった不当要求があっては困りますので、例えば片側通行で工事をやるのに、全面交通止めとかそういうこともないようにしたいと思っておりますが、毎年3月に翌年度の四半期ごとの工事の説明、それから入札の関係、市

内の業者を集めて説明会をやりますので、そういったことを含めてそういった工事の内容、工期の変更、そういうものは確実にやるように私のほうは説明しますし、また、工事のいかんのないように全業者を集めてそういうことを注意してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○9番（板橋邦夫） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第19号の市の暴力団排除条例の制定ということでございまして、昨年9月、県議会において同様の条例をつくり、本年4月から施行する。これに合わせて県内の自治体においても同様の条例をつかって、同一歩調のもとに、このような市民生活を不安に陥れるような暴力団を排除していきたい。こういうような提案の状況だというふうに思いますが、市民の皆さんが深く認識というか、市民の皆さんはよく知っているんですね。問題は暴力団を利用しない、暴力団に資金提供しない、暴力団を恐れないということなんですが、一般知識としてはもう当然のことなんですが、個別事案の中でいろいろなことにかこつけて巻き込まれるというのが一連の大きな問題になってくるのではないかなというふうに思われます。

そこで、先ほど特に第9条の関係ですね、学校教育の中で市当局関係者と教育委員会の連携協議を図りながら、子供たちがこういうものにかかわらない、染まらないというような連携協議を進めていくんだというようなお話があったんですけども、これに加えてPTAとか防犯ボランティアとか、一般商店、あるいは一般の市民の皆さん、こういう方々の協力を得て、個人個人の努力義務ということではなくて、体制として一体化を図りながら、このような動きがあるかどうかの例えば情報収集とか、またそういうようないろいろな関係機関からの情報があれば周知徹底をして、例えば貸家を借りる前に連絡をとってそういうものを抑えるとか、私が言いたいのは実効力ある具体的な施策をどう進めるかということなんですけれども、その点で具体的な実効力あるようなものにするために、どのような取り組みをすることを考えているのか、説明いただければというふうに思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 確かに関係者、いろいろな団体が連携を図ることが大切でございまして、市としては昨年6月に警察とも暴力団等の排除に関する合意も結んでございます。そのほかに県の暴追センターとも連携を図りながら、案件ごとにそういう情報をお互いに提供しつつ、連携を図りながら事業を進めるということですが、具体的には教育委員会の考え方もございまして、改めて協議はしていくことになろうかと思っております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） できれば、教育委員会の考え方もお示しいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） では、私のほうから答えさせていただきます。市と警察、警察と教育委員会は既に連携協調の約束ごとを結んでございます。したがって、中学校と高等学校との連携、中学校と警察との連携、また、小中学校との連携を結びまして、善なるものについては警察と学校と一緒に表彰する。また、非なるものについては、情報を提供しながら、早々たる改善あるいは事象についての啓発、特にこの暴力団等についての啓発については、これまでも長く生徒指導を通じて指導してございます。おかげさまで、今のところは心配ないのかなと思っておりますが、このような法ができること、大変私どももありがたく思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことで、行政も教育委員会も一体となって進めていただきたいと思いますが、加えて先ほど私が提起しましたように、PTAとか防犯ボランティア、そういう一般市民の協力も得られるような周知徹底を図っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 3点ほどお伺いいたします。この質問を事前に通告しないで申しわけありません。まず1点、市内に指定暴力団員または暴力団員とみなされる者が存在するのでしょうか。これは情報の中で知っている範囲内でお伺いしたいと思います。

また、暴力団員等という文言がありますが、これはすなわち元暴力団員であった者を暴力団員等とあらわしているそうなのですが、これらの者についても実際にいるのかどうか。把握してましたら、この辺の数についてもお伺いいたします。これがまず1点です。

2点目は、第8条関係なんですが、市は暴力団排除徹底のために具体的にいかなる行動を起こそうとしているのか。これは先ほどの答弁を聞きますと、教育長の答弁も含めまして、学校、それに市役所、さらに警察との連携はとれているかもしれませんが、今回もこの条例制定をしても、1回、広報等で流すだけでは、少々これは徹底できないのではないかと思っております。具体的にどのような行動を起こすのか、このことについてお伺いします。

第9条関係、今、平塚議員も質問いたしましたが、これは教育委員会の役割があります。それで、教育長に1点お伺いしたいんですが、中学生に対して具体的に暴力団排除に関する教育、これが必要なように書いておりますが、どのような場でもって、この教育をされるのか。授業時間でされるのか、それとも、校長の講話の中でされる方法もあると思いますが、この辺のところについてお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 教育委員会の具体的な施策あるいは行動についてあるいは授業についてのお尋ねでございます。特に、小中学校については、学校への不法侵入については、さすまたを準備したり、あるいは警察官が数名、どこの学校にも要請すればいつでも来ていただける。そして、実施をしております。

特に中学校については、薬、いわゆる薬物については、ダルク、ご案内のと通りの団体でございますが、その施設の会長さん等にご講話をいただいたり、あるいは今言った暴力団への勧誘については、実際警察の担当者に来ていただいて、各学校とも1年生から3年生までを対象に講話をいただいて、その危険な思春期を学校と警察と我々教育委員会や保護者と一緒になって支えていくという環境を整えてございます。

これからも年度の計画の中には各学校とも落としてくれるものと私は信じております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 市内の暴力団の関係につきましては、詳細把握してございませんが、特に暴力団等の中には、団員をやめて5年以上経過しない者も、今回これらで規定する形でございますので、そういうものも含めまして人数はなかなか把握し切れない部分がありまして、警察のほうと後で情報交換はしてみたいと思っております。

それから、具体的な行動といいますか、どんなことをやるかということですが、この条例につきましてはあくまでも基本理念を定めるものでございますけれども、中にはいろいろな施策の中で排除のための資料配布、啓発ビデオ、それから警察官、暴追センターの職員の派遣要請をしながら、そういう教育、推進大会、そんなものが実施できるのかなと考えているところでございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） その暴力団の存在ですが、先ほどの答弁によりますと、果たして市内に暴力団がいるのかどうかも把握していないようであります。やはり具体的にこれは警察のほうに出向いて、実際どのような団体があるのか、どのような組員が行動を起こしているのか。この辺のところはぜひ調査をされまして、暴力団の脅威を感じないような方法をとっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第19号については、総務

企画常任委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

◎日程第5 議案第20号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の制定について

○議長（滝田志孝） 日程第5 議案第20号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与、その他の条件に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、市で任用する一般職の嘱託職員及び臨時的任用職員について、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、その任用、給与その他の勤務条件等に関し必要な事項を条例で定めることにより、これらの職員を市で任用する場合の根拠や雇用条件等を明確にするものでございます。

詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、ただいま上程となりました那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他勤務条件に関する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

現在、本市では、諸施策の推進、子育て支援、それから緊急雇用対策、こんな観点もございまして、保育園の保育士、学校の学級支援員等々、総勢120名程度の嘱託職員、臨時職員を雇用している状況でございます。

しかし、これら臨時職員の給与につきましては、市の職員の給与条例の中で予算の範囲内において市長が別に定めるといような規定でしているだけでありまして、その給与の種類、支給金額及びその支給方法、これらが明確に規定されていないというのが現状でございます。

昨年、大阪府茨木市におきまして、この臨時職員に支払った一時金について条例で支給要件

とか支給金額が具体的に規定されていないということで、違法というような最高裁判所からの判決がなされたところでございます。

ただ、実務上、解釈が定着していなかったというようなことから、損害賠償の返還までには至りませんでしたけれども、同様な状態にある自治体におきましては、今後早急に是正措置がとられないと、損害賠償責任が請求されることになりかねないというような裁判官の補足意見がなされたところでございます。これらの判決や補足意見を受けまして、全国の自治体でこの臨時職員の給与条例の見直しとか、新規に制定の動きが出ているところでございます。

本市といたしましても、臨時職員の給与の種類、金額及び支給方法等、これらを明確にするために新たに条例を制定するものでございます。

それでは、制定文をごらんいただきたいと思います。本条例は5章30条からなる条例でございます。要点をかいつまんでご説明したいと思います。1ページの第1章総則ということで2条からなっていますが、ここでは、趣旨及び定義を規定しております。地方自治法及び地方公務員法の規定に基づきまして、この臨時的職員の任用、その給与等を定めるものでございまして、1週間当たりの勤務時間が市の職員の4分の3を超える部分については常勤的職員というような位置づけで、4分の3未満の場合は非常勤職員というような位置づけをしております。第2章では、任用を規定してございます。2ページです。第3条から第7条まで5条から構成されておりますが、第3条では、公務の能率的な運営を確保するために必要と認めるときに採用できるというような規定をしております。その任用にあたっては、競争試験、選考によるというような規定をしているところでございます。

第4条は任用期間を規定しておりますけれども、嘱託職員は1年以内、緊急的に雇用される臨時的任用職員は6カ月とし、1年を超えることはできないということではありますが、改めて競争試験とか選考によることができれば延長もできるということになっております。

第5条欠格事項とか第7条退職、これらを規定しておりますけれども、市の職員に準ずるような形で規定をしている形でございます。

3ページの第3章給与等として、第8条から第18条まで11条から構成されております。第8条は給与等を規定しております。常勤的職員につきましては賃金のほか、必要に応じまして通勤費、時間外賃金、休日賃金及び期末賃金を支給することができるということを規定しておりますし、非常勤職員につきましては賃金のほか、必要に応じて通勤費、時間外賃金及び休日賃金を支払うことができると規定しているところでございます。

第9条につきましては、賃金の額を規定しておりますが、その種類、勤務形態等に応じて別表に定めているところでございますが、別表につきましては後ほど触れてみたいと思います。

第10条は、賃金の減額を規定しております。

第11条は通勤費、市の職員に準じた日額を日割り計算で支給するというような規定をしているところでございます。

第12条から第16条までにつきましては、時間外賃金、休日賃金、期末賃金等を規定しております。それぞれ規定のとおり支給することとしているところでございまして、特にその中で期末賃金につきましては、職務の内容でありますとか、雇用の状況等を考慮し、任命権者が特に必要と認める者に支給するとしているところでございます。

第18条は給与の支給方法を規定しておりますが、当月分を翌月の15日に支給するというところで規定しているところでございます。

6ページの第4章につきましては、勤務時間及び勤務条件を規定しておりますけれども、第19条から第29条までの11条から構成されております。第19条から第22条までは勤務時間等、休日、週休日等の振替について市の職員に準じる形で規定をしているものでございます。

第23条から第26条までにつきましては、休暇の種類、年次有休休暇、病気休暇、特別休暇、これらを規定しております。第27条は服務、第28条は社会保険等、第29条につきましては災害補償等につきまして、それぞれ各法に定めるところで規定しているところでございます。

第5章は雑則として第31条であります。委任について規定しているところでございます。なお、本条例の施行は平成23年4月1日としているところでございます。

また、7ページに同じく附則で幾つかの改正を行っておりますが、まず、附則第2項では、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正を行っておりますけれども、文言の修正のほかに第18条、先ほど臨時職員の勤務時間、休暇等について市長に裁量がゆだねられていたものを、今回の新条例の制定に伴いまして、この新条例に定めるところによると明確に規定したところでございます。

次に8ページに附則第3項で、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。これは今般の新条例で交通教育指導員、家庭教育相談員、母子自立支援員、婦人相談員等々、改めて新条例のほうで規定しておりますので、当該条例から削除するものでございます。

次に附則第4項では、那須烏山市職員給与条例の一部改正を行っておりますが、やはり文言の整理のほかに、第18条の3で先ほどもちょっと触れましたが、臨時職員の給与等につきましては予算の範囲内で市長が別に定めるといったような規定の仕方をしておりましたので、給与の種類とか支給方法が明確に規定されていなかったということで、改めて新条例を制定することに伴いまして、その新条例に定めるところによるということで明確に規定するものでござい

ます。

なお、10ページ、11ページに別表として賃金を載せてございます。これらにつきましては、それぞれの職種、賃金の単位及びその額を明記したものでございまして、現時点では月額賃金が12職種区分、それから、日額賃金につきましては13職種区分、時給賃金が7職種区分ということになっているところございまして、これらにつきましては平成23年当初予算に計上した金額ということで定めているところでございますので、ご理解をいただければと思っております。

以上で詳細説明を終了させていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第20号の市の嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他勤務条件に関する条例の制定についてということでございまして、これは今、市長並びに総務課長のほうから提案理由が示されたとおり、今まで市長の予算の範囲内というようなことだったんですが、今回、条例でこの嘱託職員と臨時職員の勤務とか給料とか条件とか、そういうものを明確にしたということだというふうに思うんですが、先ほど最初に現在、嘱託職員、臨時的任用職員が120名いらっしゃるというふうにおっしゃったんですけれども、この別表の第9条関係という中に職種というのがずっと出ておりますが、この各職種に応じてはそれぞれ何人いるのか。120人の分類をちょっとご説明いただければと思うんですが、それが1つ。

あとは120名というのは、全一般職員が283名だそうです。それからしますと、120名というのは4割に近い数字かと思われるんですけれども、職種によっては当然そのような臨時職員として、これからも働いてもらう職種もあるでしょうが、一般的に継続して嘱託職員は1年以内ということで、もし更新する場合は新しく申請をして、試験やその他の選考基準に基づいてまた採用されるということでございますが、ややもすると、いわゆる行政の側が一般職員として雇用するよりも臨時職員あるいはパート職員として雇用したほうが、さまざまな点で経費がかからないということで、全国的には官製ワーキングプアなどと言われてまして、これが固定化する傾向にあるという問題が問題になっておりますが、本市においては、この嘱託職員、臨時職員については、今後職種によっては、もし何年か働いて勤務成績等が良好で、しかもその時点においてはまた選考の何か規定があるのでしょうか、そういうものをクリアすれば一般職員に引き上げるというようなことを今後考えていくつもりがあるのかどうか。その辺の考え方についてお示しいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 別表の数と一致するかどうかはそれぞれであります。特に多いものにつきましては、保育士が今般の募集関係では32名ほど募集をかけているところです。ただ、120名の予算で措置した数でございまして、今、募集中で各課選考試験をやっているところございまして、このとおりになるかどうか。おおむね近い数字になるんだろうと思っておりますが、こども課の保育士関係が32名ほど予定してございます。それから、学級支援員関係が15名ほど、生活支援員、学校の関係、これが8名ほど、調理員関係、これも学校関係になります。あとは大体1名とか2名という形でおりますけれども、多い区分としてはそのような状況でございます。

それから、臨時職員、確かに多いのではないかというようなお話、ご指摘もございました。これは今般緊急雇用も含めてございまして、このうち33名が緊急雇用対策として取り組んでいるものでございます。そんなことから、あと施策、どうしても将来的な施設の整理統合とかそういうことを見据えますと、正規職員というよりも当面臨時対応というような形からふえているというような状況でございます。

それから、今後、臨時職員の勤務状況を見ながら一般職員にということは、なかなか難しいところだろうと思えますし、あくまでも正規職員につきましては、一般の採用試験を経て採用するのが平等だろうと思っておりますので、そういう臨時の方が改めてそういう一般職員採用試験に応募していただければ、それはそれとして対応になると思えますが、現時点で臨時が優先的かどうかということはありません。以上です。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） こちら辺が非常に悩ましい、難しい問題でございまして、事務局としては当然そういうことになるかと思うんですが、政策として本来一般職員として配置すべき仕事を、私が言いたいのは、そういう嘱託職員とか臨時雇用にどんどん切りかえて安上がりの行政にする、これは言葉が悪いですが、そういうのがいいのかどうか。

税金で行政をやっておりますので、その辺は難しいところではありますが、ちゃんとした公務員として働ける。これが憲法第25条でいう健康で等しく文化的な生活を営む権利を有すると、これを証明する公務員をきちんと配置して働かせるということを基本にすべきではないかなということなんです。その辺、市長か副市長、どんなふうにも今後考えていったらいいか。もし、考えがあればお示しをいただければと思います。この提案されているものはこのとおりだというふうに思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 正規職員、非正規職員、これは我々公務員だけではなく一般社会の

中でもいろいろ問題になっておろうかと思えます。今、総務課長の答弁がありましたように、特に我が市におきましては、保育士は臨時職員がかなりを占めているわけでございます。これらにつきましては、行革アクションプランも含めて、職員の適正管理を行っている中で、そういったことも含めて、保育所の児童数の削減の問題、行革の中でいわゆる施設の整理統合を含めて、そういうことを見据えて今、保育士等も臨時職員がかなり占めているわけでございます。そんなことでご理解を賜りたいと思っております。

いずれにいたしましても、非正規職員が多く占めるということは、これは異常状態でありますので、これは行革の中でそれなりの数字に、これから一般職員の定数管理も含めてこれは整理統合を図っていきたいと思っております。ちょっと時間がかかるかもしれませんが、それはぜひご理解を賜りたいと思えます。よろしくお願い申し上げたいと思えます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 2点お伺いいたします。まず、第15条関係であります。ここにはこの嘱託職員等の期末賃金、すなわちボーナスを支払うことのできる範囲を示してありますが、この文言で言う、任命権者が特に必要と認める者に限り支給するとあります。この別表を見ますと32の職種がありますが、そのうち具体的にどの職種を指すのか、まず1点についてお伺いいたします。

2点目ですが、平成23年度の臨時職員の採用はもう既に内定が済んでいると思えます。これは2月中に採用試験をやったようではありますが、この新年度採用予定の嘱託職員等の応募状況、どの程度あったのか、それをお伺いしたいと思います。

以上2点です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、1点目の第15条中の任命権者が特に必要と認めた限り支給するという具体的な職種というふうなご質問でございますが、これにつきましては、交通教育指導員、家庭相談員、母子自立婦人相談員、それら専門的な職種、知識を有して、それぞれに指導、助言、教育活動を行う者というようなことで、現在、8種類の者を想定しているところでございます。

新年度の応募状況でございますが、先ほど言った中で167名ほどの応募がございました。中には応募に満たないので、再募集している職種もございますが、トータル的には167名というような状況でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 私も記憶の範囲内で定かではありませんが、合併前には旧南那須町では、ほとんどの臨時職員に対してそれなりのボーナスを支給していたようであります。あれ

は多分すべての業種に対して支給していたと思います。そうしますと、合併してからは、やはり今、総務課長が申したとおりに、特殊な職種に限ってのみの支給としているのでしょうか。また、これからもそのような方法で支給するつもりなののでしょうか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それぞれの賃金、日額とか月額賃金で今は一時金を支払っていませんが、その賃金の見直しの中で、それらも加味した形での賃金の見直しをしているところがございますので、改めて一時金としては支払っていないというような状況でございます。

今後、これが今年度の予算計上した金額でございますので、今、各県内の状況も調査をしているところでございまして、ある程度均衡を図っているような運営を図っていきたいということとございまして、これらは職員の給与条例と同じように必要があればその都度条例の改正をしつつ、適正な運営を図っていきたいと考えているところでございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 外国語指導助手というのがありますよね。この項目だけが金額がはつきりと明記されていないので、できましたら人数またはその人数の中での平均もしくは最高額、あとはその人たちの勤務時間、日程みたいなものがわかりましたら教えていただきたいのですが。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） この外国語指導助手につきましては、以前こういう制度がありまして、規定上に残っていたものをここで明記しているということで、現実的には今、ここで言う指導助手賃金としては払っているケースはございません。現時点で教育委員会のほうでやっている英語指導助手につきましては委託事業という形で実施してございますので、条例上というものはまた区別しているものでございます。以前はありましたが、現時点では該当者がいないということでご理解いただければと。

○2番（川俣純子） わかりました。

○議長（滝田志孝） そのほか質疑はありますか。

3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 今、非常に不況で緊急雇用対策で何十名か募集をするということでございますが、不況時は非常にいい施策なんですけれども、景気がよくなりますと、逆に臨時職員をお願いしようというときに、意外に集まらないということも将来的には、今は不景気だがこれから景気がよくなった、集まらない。こういうようなことも実際、リーマン・ショック前は現実的にはそういう状況だったと思うわけでございまして、そのときにまた、これ、賃金も

なかなか上げることも難しいでしょうし、そういうことも含めて臨時職員の景気がよくなったときの対応、その他もしっかり考えておく必要があるのではないかとということが1つと。

あとこの賃金の決め方、当然民間の、例えば幼稚園、保育園をやっているところがあったり、競合するところがある。私の記憶では、市だったか町だったか、非常に高い賃金を出して、幼稚園、保育園にクレームをくったというような記憶がございます。そんなこともこの賃金は今は問題ないし、今は人を集めるのにも問題がないと。逆に緊急雇用でよけい集めなければならぬということもあるかとは思いますが、今後そういうようなときに、柔軟な対応をもちろん考えているのだとは思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 今、渋井議員から大変難しい質問だろうと思います。一番最後にありました民間等の賃金格差、いわゆる民間より私ども市の職員のほうが賃金が高くて、例えば民間のことを圧迫しているとか、そういうもの過去に現実としてあったこともございますし、それから、今後景気がよくなると、例えば民間のほうがよくて人員が集まらないということもあり得るだろうと思います。そういう際、これはときの経済情勢、それから私ども那須烏山市の一般的な賃金等との整合性を図りながら決定しなければならないというふうに考えてございます。

したがって、そういう場合には、柔軟な発想の中でこの条例改正の提案を申し上げ、ご協力賜る。そういう場合も来るかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。現段階はそういうことで、当分上げる考えはございませんが、そういうことで経済情勢が変われば、また民間の賃金等も変化すれば、それに呼応してそういった改正をすることもやぶさかではないと考えてございます。

それから、これは1つの例でございますが、例えば専門職が問題だろうと思います。那須烏山市の賃金なり、そういうものと、民間も含めて金額を設定しているわけではありますが、同じ募集をした場合に、お隣の町とか市が例えば日に1,000円とか時給300円高いとか、そうした場合に、募集したときに私どもには来てくれないのではないかと。お隣の町や市に応募されて、そういうことになると、いくら募集しても応募してくれないと。そういう状況もありますので、お隣とのそういった賃金との調整、それから、そればかりではなくて那須烏山市の一般的な民間の給与、そういった賃金、そういったものを整合性を図りながら、今後これらの賃金を設定していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 柔軟にその景気や周りの状況を見ながら、例えば看護師さんなんかは、

隣の市がとてもいい、私どもがあまりにも低いのでいくら募集しても来てくれない。こういうようなことでは医師不足や看護師不足に当然対応できないわけですから、話はよく周りの状況を見てとおっしゃるわけですがけれども、つぶさに見て、順次、逐一見て、タイムラグがないように対応をしていただきたい。こういうふうに思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） そのように対応してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、お隣町とか市とだけの格差で改正するわけではございません。当然私どもの市の中には例えば看護師の中では民間の開業医の方、そういう方の看護師さんもいるわけですから、それらを圧迫するような金額を設定するわけではございませんので、そういうことでいろいろ調整をしながら金額を設定してまいりたい、そういうふうにならざるを得ないと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。樋山議員、これは総務に付託しますので、もしできましたら総務で間に合うのであれば、付託されたときで間に合うのであれば、ここはちょっと。（「この問題はちょっと大きい問題だから」の声あり）はい、わかりました。どうぞ。

18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） この嘱託あるいは臨時の職員であります。合併以来どのぐらいふえているのか、それと、一般事務に関して正規職員を採用した場合とその嘱託員での年間の給与、この格差はどのぐらいあるのか。これは最終的に人件費は大分減っているんですよ、毎年毎年。しかし、その人件費の減額が嘱託職員とか臨時職員の増員によってこういう結果が出ているということになると、またいろいろな問題が出てくると思うので、私はその2点に関して質問いたします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 細かくは把握してございませんので、申しわけありません。ただ、はっきり言えることは、今、国の制度として緊急雇用制度がふえていまして、今般も先ほど言いましたように33名ほど緊急雇用制度としてふえておりますのでこの部分、それから、どうしても保育園関係につきましては、時間の統一の問題とか障害児を持った園児への対応がふえておりますので、そういう部分については以前よりもふえてきていると思っております。

正規職員と非常勤職員の賃金格差ということでございます。これらにつきましても、詳細には精査してございませんが、物件費という形でありますので、人件費としては計上していませんので、これは調整してみたいと思います。

○議長（滝田志孝） 質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第20号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時23分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第6 議案第21号 那須烏山市社会福祉法人助成条例の制定について

◎日程第7 議案第24号 那須烏山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第6 議案第21号 那須烏山市社会福祉法人助成条例の制定について及び日程第7 議案第24号 那須烏山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については関連がありますので、一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第21号、議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第21号 那須烏山市社会福祉法人助成条例の制定についてであります。本議案は市内の社会福祉法人が平成23年度に予定をいたしております社会福祉施設整備に対し、市が補助するにあたり、社会福祉法第58条第1項に基づく助成の手続に関し必要な事項を条例で定めたものであります。

主な内容は、原則として市内において事業を行う社会福祉法人に対し、必要があると認めるときは予算の範囲内で補助金を交付することができること。また、社会福祉法人に対し、通常より有利な条件で財産を譲渡、または貸し付けすることができる旨の規定でございます。

議案第24号は、那須烏山市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、那須烏山市社会福祉法人助成条例の制定に伴い、社会福祉法人に対する財産の譲渡及び貸付に関する規定を整備するものでございます。

あわせて今後の財産の交換、譲渡及び貸付に係る取扱をより明確に解釈でき、また、より機動的に個別事案に対処できるよう補完すべき事項を整備するなどの所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長及び総務課長より説明をさせますので、慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） ただいま上程となりました議案第21号及び議案第24号のうち、私からは議案第21号 那須烏山市社会福祉法人助成条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

社会福祉法第58条第1項は、国または地方公共団体は必要があると認めるときは、厚生労働省令または当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し補助金の支出、または通常よりも当該社会福祉法人に有利な条件で貸付金を支出し、もしくはその他財産を譲り渡し、もしくは貸し付けすることができる」と規定しており、市が社会福祉法人に対し助成する場合は、その手続を条例で定めることとなっております。

市内の社会福祉法人が行う社会福祉施設整備事業に対し、市が補助する予算が平成23年度当初予算に計上しておりますことから、本条例を制定するものであります。なお、この種の条例がないからといって、直ちに社会福祉法人に対する補助金の交付決定が違法になるものでないという判例は出ております。また、現在、県内他市では、全市同様の条例は制定しているところでございます。

それでは、条例の内容について説明いたします。1ページですが、本条例は10条からなる条例でございます。第1条は趣旨でございますが、先ほど市長提案理由のとおり、社会福祉法人に対する助成の手続を趣旨と規定しております。

第2条は、社会福祉法人、社会福祉事業及び助成の定義を規定しております。

第3条は、社会福祉法人の健全な発展と育成を図るため必要と認めるときは、市内において社会福祉事業を行う社会福祉法人に対し、毎年度予算の範囲内で助成することができる。ただし、市が他の地方公共団体と共同して助成することが特に必要と認めるときは、市外において社会福祉事業を行う社会福祉法人に対しても助成することができる」と規定しております。

第4条は、助成する必要な条件を付することができる規定でございます。

第5条は、助成の手続を規定しております。

2ページをお開きください。第6条は、助成を受けた補助金等の目的外の用途に使用してはならないと規定しております。

第7条は助成を受けた社会福祉法人が行う社会福祉事業の運営について、市長は監督権限を有するほか、助成の目的達成を確保するため必要であると認めるときは、必要な措置をとることを指示することができるかと規定しております。

第8条は、助成の取り消しを規定しております。

第9条は、第8条の助成の取り消しをした場合、助成の返還を命ずることと規定しております。

第10条は委任でございまして、今後、助成申請書等を規定する規則を定める予定としております。

なお、附則につきましては、公布の日を施行日としております。

以上、議案第21号 那須烏山市社会福祉法人助成条例の制定につきまして、詳細について説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 続きまして、議案第24号の那須烏山市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

新旧対照表のほうをごらんいただければと思います。まず、題名の改正でございますが、題名の中に譲与という文言がございます。これにつきましては、譲与とは無償譲渡のこととございまして、関係法上との対比をより明確にするということから、題名上も譲渡というような表現に改めるものでございます。

次に、第1条関係では、趣旨を規定しておりますけれども、題名の改正に伴いまして表現を明確にするものでございます。

次に、第2条は普通財産の交換を規定しているところでございますが、その交換できる相手について、例えば均衡上、公共的団体というものを加えるとともに、新たな要件として交換することが当該土地の財産的価値を高めると認められるときということ。それから、先進事例といますか、ほかの市町村の状況を見た上で、市長が公益上特に認めるものを加え、公益上有益である場合に限定をしまして、より機能的に対応するため追加するものでございます。

次に、第3条関係でございますが、これは普通財産の譲与、または減額譲渡を規定していますが、やはり題名の改正に伴いまして解釈の明確化を図るとともに、普通財産の無償または時価よりも低い価格で譲渡できる範囲を拡大するため公共的団体を加え、先ほどの那須烏山市社会福祉法人助成条例の制定による助成対象となる社会福祉法人、これらを加えるとともに、先

進的な自治体の事例を参考にしながら所要の改正を行うものでございます。

次に、第4条関係、次のページであります。普通財産の無償貸付、または減額貸付を規定しているところでございますが、やはり第3条と同様に公共的団体を加え、社会福祉法人を加え、さらに公益上、特に必要があると認められたときを加えるものでございます。

次に、第5条につきましては、行政財産である土地の無償貸付または減額貸付を規定しておりますが、平成18年の改正によりまして、建物の一部も貸し付けすることが可能となりまして、また、土地の貸付範囲も拡大されまして、さらに一定の場合に受益権を設定することになったことから、法改正の範囲拡大に柔軟に対応できるような規定を再構築するとともに、無償または減額の取り扱いについても普通財産の場合の取り扱いと均衡を図るということでございます。

次に、第7条物品の譲与または減額譲渡を規定しておりますが、これらも第3条の改正と同様に改めるものでございます。

最後に第8条関係であります。物品の無償貸付または減額貸付を規定していますが、やはり公益的団体を加えるというものでございまして、このような改正を行うものであります。

なお、本条例の施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） ただいま上程中の議案第21号及び議案第24号について質疑を行います。

まず、議案第21号第2条第3項（1）社会福祉法人に対し補助金を交付することができるのとあります。この事業に対してどの程度の割合の補助率で助成するのか。

議案第24号につきましては、この条例が近々に該当になるのは、あすなる作業所の新築移転かと思えます。その場合には土地の無償譲渡ということが条件なのかなと思うんですが、この点についてお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 第2条第3項第1号の補助金を交付するということに対する助成割合のご質問が第1点かと思えますが、基本的に何割以内とか何分の1とかというようなことは現在考えておりませんが、基本的に国、県の補助等があればその金額は上回らないということを想定してございます。

あすなる作業所の移転で、現在の烏山幼稚園跡に移転するということを計画してございます

が、その用地につきましては、無償貸与を考えてございまして、譲渡の予定はございません。
以上です。

○議長（滝田志孝） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） まず、議案第21号の補助率ですが、基本的には国及び県の補助金を上回らないということで理解してよろしいわけですね。

第24号は、あすなろ作業所の無償貸付ということで理解をします。いずれにしても、みなさん、早い施設の移転を望んでいますので、執行部もその辺、理解して作業を進めてください。
以上です。

○議長（滝田志孝） 答弁はよろしいですか。そのほかありますか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） それぞれ議案に対して1点ずつ質問申し上げます。

まず、議案第21号ですが、その中の第3条関係についてお伺いします。この条例を見ますと、市内において社会福祉事業を行う社会福祉法人に対して、また、市外において社会福祉事業を行う社会福祉法人に対しても助成をすることとなっております。ならば、この社会福祉法人、具体的に何社あるのか。この点をまず1点お伺いいたします。

次に、議案第24号について1点お伺いをいたします。今回の改正の中に、社会福祉法人への譲渡または貸付の規定というのが新しくかえられましたが、そういった譲渡または貸付、そのような行為を行う予定があるのでしょうか。先ほど高田議員の質問の中に、あすなろ作業所というものが出ましたが、そのほかあるのかどうか、この辺についてお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 市内の社会福祉法人の数のご質問だと思いますが、市内で社会福祉事業を行っている法人につきましては12法人ございます。このうち、本部の所在地が市内にある法人は10法人ということでございます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 現在想定されるのは、先ほどの社会福祉協議会の幼稚園跡ということと、もう1点、今、総務課のほうで公共跡地のことで公募をしながら進めております旧向田保育園、これにつきましては社会福祉法人みつわ会、そこの申し込みがあって、今、いろいろ詰めている段階でございまして、この条例に伴いまして同じような対応をとるかどうか、今検討を進めているところでございます。今、想定されるのはこの2カ所かなと思っております。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第21号、議案第24号の制定関係でございますが、議案第21号につきましては、あすなろ作業所とそのみつわ工房ですね、それについてこの条例の適用を検討するというような答弁だと思うんですが、それ以外の例えばそのほかの法人についてはまた別な方法を公共施設等の跡地利用に関してもいろいろありますが、それは一般の条件に付してやるというようなことで、これらの有利な市の支援とかそういうものは考えているのかいないのか、その点について1点お尋ねをしたいと思います。

もう1点は、第24号関係で、先ほど同僚議員のほうから、あすなろ作業所の新築移転というお話が出ましたが、現在、使われているあすなろ作業所を新築移転された場合にはどうなのか。更地にして何か別な用途を考えるのか、あるいはどこかに販売、転売も考えるのか。行政のほうはどんなふう考えているのか、ご説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 他の法人についての支援はあるのかという第1点の質問でございます。これは具体的に、社会福祉法人からそういった申し込みはございませんので、今のところはそういうことを想定してございません。そういったお話があれば、それは承りたい。また、検討してまいりたいと思います。

それから、第2点目の現在のあすなろ作業所ですね。これは旧烏山町の母子センターを再利用していて相当老朽化しているわけでございます。これは基本的にはこれから公共跡地利用検討委員会で検討したいと思いますが、私個人としてはあそこの施設の競売も含めて、また老朽化しておりますので、基本的にあの建物は取り壊していきたい。その後の利用については公共跡地利用検討委員会のほうで十分検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第21号及び議案第24号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。よって、議案第21号及び議案第24号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第8 議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、審議会の委員など日額により報酬が支給をされている特別職の職員が審議会の会議などに出席した際、その時間が4時間を超えた場合に一定額の報酬を加算できるようにするとともに、消防団の分団の合併によりまして、各分団の所掌範囲が広がったことに伴いまして、本部部長、分団長、副分団長の報酬額を引き上げようとするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、ただいま上程になりました議案第22号につきまして、詳細説明を申し上げたいと思います。

新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、まず、第2条の改正でございます。非常勤の特別職の報酬の額を規定しているところでございますが、その中で先ほど市長提案理由のとおり、審議会の委員の日当につきましては1日の日当的な日額報酬となっておりまして、おおむね半日程度、4時間以内ぐらいの審議時間が想定されているところでございます。

しかしながら、中には長時間審議が継続しまして4時間を超えることとなる場合が生じているものもございまして、均衡が保たれない状況にございますので、ただし書きとして4時間を超える場合、1時間につき1,000円加算することができるようにしまして、勤務時間に見合った報酬を支払えるように改正するものでございます。

なお、第3条の改正につきましては、前条のただし書きの追加に伴いまして、職務の従事というような用語に表現を統一するというものでございます。

さらに別表の改正につきましては、これも先ほど市長提案理由のとおり、消防団、非常備消防団の件でございますが、この中で消防の再編統合をいたしました。その中で、所掌事務が今までの倍ぐらいに広がったというようなこともございまして、その中で本部部長4名、分団長8名、副分団長8名、それぞれおりますけれども、これらの報酬をほかの市町村の状況を勘案しながら引き上げるというものでございます。

なお、本条例の改正の施行日につきましては平成23年4月1日とするものでございます。
以上で説明を終了させていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 今、上程になりました那須烏山市の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、今、総務課長のほうから説明を受けましたが、消防関係の再編で私も分団長、副分団長も大変だということで、この条例に対しては大変素晴らしいことだと私も考えております。

その中で考え方ですが、再編で大変になった分団長、副分団長はいいんですが、本部部長の4万円と分団長の3万円、副分団長も3万円ですが、本部部長はかえって楽になったんじゃないかと私は思うんですが、その考え方についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 確かに本部部長は今後の改正に伴って縮小していく考え方は持っているところでございまして、今、4名いますが、平成24年の改正のときには2名、平成26年にはゼロにする考え方を持っているところでございます。

ただ、今、それなりの職種として頑張っていただいておりますし、これらは県内の状況を見ましても、本部部長という役職はほとんど見当たりません。ですから、今回、この改正につきましても副団長と分団長の間をとったような形での均衡を図りつつも、そういう中間的な役割を持っていただいておりますので、そのような考え方で改正を行っているものでございます。

今後、縮小するにしても、現時点としては所掌事務を持ちながらそれなりに頑張っていただいておりますので、適正な額の支給という形で考えているところでございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第22号で、消防団はこのとおりなんですが、4時間を超える日額支給の特別職の報酬ですね。これを1時間当たり1,000円を乗じて加算するというところでございますが、ちなみに平成22年度でいきますと、どのぐらいこれによって経費がかさむのか、かさまないのか。その辺の調査をされているかどうか。

以上です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 今までは該当するものと言えば、想定されるものは総合政策審議会ぐらいだろう。平成22年度はこの条例改正適用前でございますので、今のところありません。平成23年度以降、施策チェックが3年に一度なり5年に一度ということになりますと、

平成23年度すぐには影響はそれほどないのかなと思っているところでございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第23号 那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約
に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第9 議案第23号 那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第23号につきまして、提案理由の説

明を申し上げます。

本条例は、物品のリース契約や施設の警備業務委託契約、年間を通じて役務の提供を受ける必要がある業務委託契約などについて、事務の合理化、効率化を図る観点から、複数年度にわたり長期継続契約ができるよう制定し、今日まで運用を図ってきたところでございます。

本議案は、合併後5年が経過をし、また、市内、他市町の取り扱い等を検討した結果、本条例にある契約の期間の取り扱いなど内容の一部について見直しが必要になりましたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、ただいま上程になりました議案第23号につきまして詳細説明を申し上げたいと思います。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、第1条趣旨を規定しておりますけれども、契約締結の大本の条文であります地方自治法の関係、これを条例で加えて改めて条例で定める契約を明確にするものでございます。

次に、第2条につきましては、長期継続契約を締結することができる契約として規定しておりますけれども、これまでの運用につきましては解釈がやや不明瞭であったということを踏まえ、地方自治法施行令により定める条例により、詳細性が求められるものであることから、解釈がより明確になるように合理的であることを認められるものというようなことで、規定の再構築を図るものでございます。

最後に、第3条につきましては、契約の期間を規定しておりますが、従来の条文ではその区分によって5年または3年というふうな表現で規定しておりましたが、それをすべて5年以内と改正するものでございます。ただ、すべてが5年とするというものではございませんで、5年以内という規定でございますので、業務の内容、履行の確実性、さらには役務の提供に必要な設備等にかかわる初期投資額、これらを考慮し、事案に応じた適正な運用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、公布の日とすることでございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第10 議案第25号 那須烏山市特別会計設置条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第10 議案第25号 那須烏山市特別会計設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第25号につきまして、提案理由の説

明を申し上げます。

那須烏山市老人保健特別会計につきましては、旧老人保健法の規定に基づき設置をし、平成18年の健康保険法等の一部を改正する法律附則第39条において、平成20年4月の後期高齢者医療制度施行後3年間、平成22年度末までは設けるものとされておりました。その後、設置期間を延長する法令改正は行われておらず、また、老人保健の清算事務も一段落し、予算規模も縮小していることから、来年度以降の特別会計設置の必要性はないと判断をし、このたび廃止するため所要の改正を行うものであります。何とぞ慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第25号の特別会計の設置条例の一部改正、これは提案理由にありましたように、那須烏山市老人保健特別会計を今までの事務を精査してきたものを、平成23年4月から廃止するということではありますが、私はかねがね申し上げておりますように、この後期高齢者医療の特別会計そのものを廃止すべきだと、こういう観点でいるわけなんですけれども、今後、まだ法案が整備されておられませんのでどうなるかわかりませんが、今の政権も続くかどうかこれもよくわかりませんが、昨年の総選挙前は後期高齢者医療制度は即廃止ということで提案していたわけなんです、政権をとりますと3年間延長というようなことで、3年後に見直すということで、それも75歳を65歳まで引き下げて差別医療を進めるのではないかとということで問題になっているわけなんです、そうした場合、後期高齢者医療制度から、また一般の高齢者医療制度に老人保健特別会計に切りかわるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺の見通しをどんなふう考えているのか。県や国からのそのような指示があるのかなのか、その辺も含めてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） お答えしたいと思います。

後期高齢者医療制度の今後の状況ということでございますが、これらにつきましては、現在、国のほうで新しい高齢者医療制度を検討しておりまして、昨年12月20日に最終的な報告があったわけでございます。現在の後期高齢者医療制度につきましては平成24年度までということで、現在検討されております。ただし、何かその法案等がちょっと間に合わないという情報も入りまして、これは憶測でございますが、平成24年度を平成25年度まで延ばすことも検討されているという情報も入っております。

ただ、例えばこの後期高齢者医療制度が廃止になった場合には、現在の75歳以上の方が特

別会計と新たに現在その中で社会保険の扶養の方もいるわけですよ。そういう方につきましては、社会保険のほうの扶養に入る。あの方々は特別会計で、その方につきましては県が事業主体になるということで検討されておまして、おおむね社会保険に移行される方は約16%ぐらいと言われております。そのほかは新たな制度に移行されるということで、今情報が入っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 1点だけ伺いをいたします。そうしますと、5月31日をもってこの特別会計のほうは閉鎖するわけですが、この剰余金は一般会計に引き継ぐものとなっております。それで、この後、提案されます議案第12号の中に補正予算、一般会計への繰出金が687万3,000円が計上されております。この額をもって、この老人保健会計というのはすべて清算されるのでしょうか。以上1点伺います。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） お答えしたいと思います。ただいまの特別会計、老人保健の件につきましては、今回の条例改正にもありますように、3月31日をもって特別会計を廃止するというところでございます。予算関係につきましては、ただいま申し上げました687万円からの金額につきましては、現在、一般会計から繰り入れしている分を全額一般会計に繰り出すということで考えております。その分はいわゆる繰越金をもって充てるということで考えておまして、3月で清算になる見込みでございますが、ただし、一部、支出がなされない場合は最終的には剰余金も出るようになりますが、剰余金が出た場合には最終的に一般会計のほうに繰り入れるということでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） ちょっとわかりづらい答弁なんですけど、一般会計の繰出金が補正予算で組んでありますが、687万3,000円、これは余った金として一般会計のほうに返すということなんだろうけど、これで清算されるのかどうかということ、1点だけ私は聞いています。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） 清算されるということでございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第25号 那須烏山市特別会計設置条例の一部改正についてであります。これらにつきましては、那須烏山市老人保健特別会計を3月31日をもって廃止するというものであります。本来廃止すべきは後期高齢者医療制度そのものでありまして、これについては世界にも類のない差別医療だということで私どもも訴えてまいりましたが、今、現政権は本来選挙の最中には即廃止ということであったわけなんです、それが公約が守られないでずるずると引き継いでいる。しかも、3年後になるのか4年後になるのかわかりませんが、新たな見直しを図るといってございまして、75歳を65歳まで引き下げまして、さらに差別を強めようという中身だというふうに私は思っております。

そういうものを進めるために、現在まで続いてきた市老人保健特別会計を廃止することそのものに反対であります。本来は後期高齢者医療制度そのものを廃止すべきであります。

以上であります。

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝田志孝） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第26号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第11 議案第26号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成22年の地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を法定限度額に引き上げ、また、被保険者均等割額及び世帯平等割額の軽減割合の見直しを行うことにより、中低所得者の負担の軽減を図るため、所要の改正を行うほか、法令の改正に伴う用語の整理を行うものでございます。

主な内容につき申し上げます。賦課限度額を地方税法施行令に規定する法定限度額に合わせて基礎課税額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金課税額を12万円から13万円に、介護納付金課税額を9万円から10万円に改めるものであります。

また、軽減割合をこれまでの6割、4割軽減から7割、5割、2割軽減に改めるものであります。これらの改正につきましては、過日、国民健康保険運営協議会において承認をいただいております。

詳細につきましては、市民課長に説明をさせますので、何とぞ慎重にご審議を賜りまして可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） それでは、ただいま上程されました那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について詳細説明を申し上げたいと思います。

今回の条例改正につきましては、ただいまの提案理由のとおりでございます。現在、私どもの賦課限度額は全体で68万円になっております。いわゆる国で定められている法定限度額は73万円でございます、今回、総体的に5万円を引き上げるわけでございます。また、平成23年度の法定限度額は77万円に引き上げられる予定でございます。そういったことから、今回、平成22年度の法定限度額に上げたいということでございます。

また、軽減につきましては、現在、6割と4割の軽減率を設けておりますが、今回、新たに6割軽減を7割に、4割軽減を5割に上げまして、新たに2割軽減を設けるものでございます。これらの軽減割合につきましては、参考に県内の状況を申し上げますと、平成23年度には27市町中25市町が7割、5割、2割の限度額に上げる予定でございます。

新旧対照表によりまして、要点を説明したいと思っております。まず、今回、第2条中第

2項に、限度額それぞれ47万円を50万円に改めるという改正でございまして、これらにつきましては医療分の限度額でございます。

次の7ページの第21条からにつきましては、後期高齢者支援分の軽減でございまして、6割から7割にするという軽減でございます。それぞれ3割とかありますが、それを5割軽減にするということで、このアンダーライン分となっております。

また、8ページでございますが、済みません、私の手元資料とそちらのページが違っていて申しわけありません。3ページの(2)につきましては、これは従来の4割軽減分を5割軽減にする改正でございます。次の(3)につきましては、これが今回新たに設けました2割軽減分の条例の制定でございます。金額につきましては、ここに明記のとおりでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第26号は、市の国民健康保険税条例の一部改正ということでございますが、先ほど市長及び担当課長のほうから説明がありましたが、今回は平成22年度の法定賦課限度額に国民健康保険税の最高限度額を引き上げるということで、基礎分が47万円が50万円になり、さらに後期高齢者分が12万円が13万円に、そして介護納付分が9万円が10万円になるということで、全体で68万円が73万円、5万円アップになるというものだと思います。

これと並行して、非課税の軽減世帯、これは現行の6割、4割を7割、5割、2割にするというような改正だというふうに思います。それでお聞きしたいのは、国民健康保険税の全体の加入世帯数が1つ。それで、その中でこの最高限度額を平成22年度納めた世帯が何世帯あるのか。それと、この6割軽減、4割軽減が何世帯ずつあったのか。

今度は見込みですけれども、これが7割、5割、2割というふうになりますと、2割軽減世帯は何世帯ぐらい見込んでいるのか。その3点についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） まず、第1点の軽減の限度額の上の方の人数ということでございますが、今回、限度額を上げた場合に該当する世帯は155世帯ということで見込んでおります。（「国民健康保険税加入の全体の戸数はわかりますか」の声あり）世帯は約5,000世帯。人数が1万人ちょっとですから、5,000ちょっとになります。そのうち、今申し上げました155世帯ですね。

現在の47万円と現在の限度額と比較しますと、31世帯が三角になりますが、実際には増

税になるわけでございます。計算上は約670万円ぐらいの増税になるということで試算をしております。

次に、軽減関係でございますが、7割軽減世帯は現在の6割世帯がそっくり7割世帯ということでございますので、新たに2割軽減世帯が約662世帯を見込んでおります。（「ついでにその7割、5割も言ってください」の声あり）7割が1,462世帯、5割が377世帯を見込んでおります。合計で2,501ということになります。

軽減額でございますが、試算では約2,450万円ぐらい軽減額が上がります。6割、4割から比較しますと、当然7割、5割、2割ということでございますから、軽減額が2,450万円程度ふえるということになります。

その内訳ですね。逆に総体的な金額を申し上げますが、6割、4割軽減の場合は7,472万8,000円、新たな軽減のほうは9,919万7,000円を見込んでおります。その差額がただいま申し上げました約2,450万円弱ということでございます。この軽減の金額に対して、4分の3が国のほうから補助になるということでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 先ほどちょっとわからなかったのは、最高限度額の関係は68万円、73万円ということになるんですけども、それは平成22年度も平成23年度も155世帯で変わらないというふうに考えてよろしいんですか。変わるんですか。最高限度額を賦課される世帯数が平成22年と平成23年で見込みですけども、比較すると変わるんですか、変わらないんですか。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） これはあくまでもこの税率は前年度所得によって算出ですから、その所得金額で。（「最高限度額の世帯数は平成22年と平成23年では変わるんですか。もちろん賦課が違うから変わるんだけど。だから31世帯減るということでもいいんですね」の声あり）はい。

現行の現在の限度額の世帯は186世帯ということでございますから、新たに改正になりますと先ほど申し上げました155世帯、上がった場合には155世帯ですから差し引き31ということでございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 今の平塚議員の質問の答弁で、ちょっと理解できなかった部分、1点だけ伺います。

今回の改正は、ふえる部分と減る部分があるわけなんですけど、結局平成23年度の国民健康保険税というのは減るんですか、ふえるんですか。ふえりとしたら幾らふえるのか、その額だけお伺いします。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） 結論を申し上げますと、この限度額、軽減率がふえたことによりまして減ります。あとは所得の減収ということを見ますと、当初予算、これから審議がありますが、今のところ平成22年度予算より平成23年度は減収することで考えております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 新年度予算を見ますと大幅に国民健康保険税が下がっています。ですから、その下がる額が幾らなのか、それを聞きたいんです。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） 申し上げたいと思います。平成23年度は総体的に国民健康保険税が8億6,670万円です。前年度が9億4,923万2,000円でございますから、最終的には8,300万円ほど予算上減収になるということで、これにつきましては軽減分の減収分、またあと今申し上げました所得の減収分ということが大きな要因でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 予算書どおりだということですね。これが減額になるということですね。了解しました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第27号 那須烏山市手数料条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 次に、日程第12 議案第27号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、印鑑登録証の交付にかかる手数料の見直しに伴い、那須烏山市手数料条例の一部を改正するものであります。現在、本市では再交付時のみ手数料を徴収しているところですが、県内各市及び近隣市町との手数料の整合性を図り、新規交付及び再交付とも手数料300円を徴収するよう改正するものでございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第27号 市の手数料条例の一部改正であります。これは今、提案理由にありましたように、印鑑登録証明の印鑑登録につきましては今まで無料。そして、証明書の交付については200円ということであったんですが、今回から印鑑登録の新規登録も300円かかるというようなことですね。

それで、私が聞きたいのは、これで1年間にどのぐらいの登録件数があり、どのぐらいの印鑑証明が発行されているか。そういう数字があればお示しいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） 現在の印鑑登録者数は2万1,006人でございます。年間平均、平成21年度末では976人が印鑑登録をしております。そのうち廃止等もありますので、差し引きますと、累計が2万1,006人という状況でございます。

行財政報告で発行証明が1万776件です。平成21年度です。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで、今回この登録に新たに料金がかかるということになったわけですが、これは印鑑登録の廃止についても料金がかかるという考え方なんでしょうか。そこだけちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） この廃止につきましては、金額はかかりません。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第27号 市の手数料条例の一部改正についてであります。これは今の提案理由にありましたように、市の手数料条例のうち印鑑証明登録ですね、これが今まで無料だったものが有料になるということでございます。今まで無料だったものが有料になるものについては、市民の負担というふうになりますので、私は同意できないということで反対をさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝田志孝） 起立多数と認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第28号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例及び那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 次に、日程第13 議案第28号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例及び那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇]

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、印鑑登録申請及び地縁団体印鑑登録申請があった場合の本人確認について、これまで国の印鑑登録証明事務処理要領等に基づき行ってきた本人確認を、条例により明文化をし、事務取扱の適正化を図るため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、市民課長より説明をさせますので、慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） それでは、議案第28号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例及び那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

今回の条例改正の趣旨でございますが、現在、例えば住民票とか戸籍抄本とか申請した場合には、戸籍法、住民基本台帳法に基づいて本人を確認するために免許証あるいはパスポート等の顔写真の載っているもので本人の確認を行っております。また、この印鑑登録等に当たっても、同じように確認行為を行っているわけでございますが、現在、冒頭申し上げましたこの条例があることから、この条文に本人確認の方法を新たに加えたということが、今回の条例改正の趣旨でございます。そういったことから、本人確認を徹底しまして、不正取得の防止とか個人情報

報の保護に努めてまいりたいと思っております。

それでは、新旧対照表で要点のみ説明させていただきます。まず、第2条の改正でございますが、これらにつきましては、従来の改正後の第5条の登録できる印鑑と第1項にて規定しておりまして、これらの条例の中の整理を行ったものでございます。

第3条につきましては、条文の解釈の明確化を図るということで改正をしております。

また、今回の趣旨第4条の改正でございますが、新たに本人申請の場合の確認行為として、アからイまでの条文を明確にしたということで、いわゆる本人が来た場合には写真の写しが明確に載っているもの、先ほど申し上げましたように免許証またはパスポートということでこれらの提示を求めています。

また、そういった免許証等がない方につきましては、保険証とか年金手帳ということで2つ以上の提出を求めて本人の確認を行うということで、それらの条文化をしたわけでございます。また、代理人の場合につきましても、そういった新たに条文を加えたということでございます。

第5条、第6条の改正につきましては、現行の第5条と第6条の入れかえをしております。これらにつきましては、印鑑の登録ということで成文化しております。

第7条関係は、従来の規定の当該登録申請者を印鑑登録者ということで略称規定を設けております。第8条につきましては、印鑑登録の再交付にかかる代理人の関係の要否について、現行では第14条に規定しておりますが、これらの本条の解釈の明確化を図ったということでございます。

第9条改正等につきましては、印鑑証明の交付について、その事務の流れを本条の中で規定するのが適切と考えまして、本条を改正しております。

第10条の改正なんですけど、現在の第10条は同じ文が条文化されているということでございますので、これらを新たに第10条では箇条書きでわかりやすく条文化したということで、この(1)から(6)ということで箇条書きにしております。

以下の第11条から第13条、これらにつきましても成文化を図ったということでございます。また、地縁団体の関係の条例の一部改正でございますが、これらにつきましても、印鑑登録と同じように新たに第4条で、その本人確認方法を(1)から(4)を新たに加えたということでございます。ただ、地縁団体の場合は、例えば代理人の場合は、代理人の場合であっても委任状はなくても済むということになっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 簡潔に答弁を願いたいと思います。

認可地縁団体といいますのは、この地縁団体というのはわかりやすく言えば自治会ですね。そうしますと、市長の認可を受けた地縁団体、これは那須烏山市に幾つの団体があるのか。それと、市内に自治会の数が幾つあるのか。これもわかりましたらお伺いします。

以上です。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） お答えしたいと思います。現在、登録されております地縁団体の数は19自治会でございます。参考にこの内訳は、旧南那須が9自治会、旧烏山のほうが10自治会ということで、現在登録されております。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 自治会は99ほどございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第29号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第14 議案第29号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、緊急の少子化対策の一環といたしまして、健康保険法施行令の改正に準じて平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に限り、出産育児一時金の支給額を35万円から39万円に4万円引き上げる措置を講じ、産科医療補償制度に加入している医療機関での出産にかかる3万円の加算と合わせまして合計42万円を支給してきたところでありますが、このほど、厚生労働省が公表いたしました出産にかかる費用の全国平均約47万円を勘案し、経過期間が終了する本年4月以降も引き上げた支給額を恒久化するため所要の改正を行うほか、法令改正に伴う用語の整理を行うものであります。

なお、健康保険法施行令においても出産育児一時金の支給額につきましては、同様の一部改正が本年3月に予定をされております。

これらの改正につきましては、過日、国民健康保険運営協議会において承認をいただいております。

何とぞ慎重にご審議をいただきまして可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第30号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部
改正について

○議長（滝田志孝） 日程第15 議案第30号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第30号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、小木須保育園及び境保育園の閉園に伴い、両保育園の設置や保育料に関して規定する関係条文を整理するものでございます。あわせて、条例の内容を正確に表現をした条例名に改めるとともに、保育料算定等にかかる児童年齢の基準日にかかる緩和措置及びひとり親世帯の減免における父子家庭を明記するなど、現行規定を見直すため所要の改正を行い、保育事務取扱の適正化を図るものでございます。

詳細につきましては、こども課長より説明をさせますので、慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） それでは、ただいま提案となりました保育園の管理及び保育料条例の一部改正についてご説明をいたしたいと思っております。

これまでいろいろ条例を見て目がお疲れだと思いますが、簡単に説明したいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、主な改正内容でございますが、新旧対照表のほうをごらんになっていただければと思います。まず、題名の改正でございます。本条例中には、公立の保育園の設置及び管理に関すること、それから、市が取り組む保育の実施に関すること、大きく2つの内容が規定されております。その2つで若干紛らわしい部分があるということもございましたので、今回新たに現在提出しております条例に題名を改めるということでございます。

次に、第1条の改正につきましては、ただいま申し上げました題名の改正に伴いまして、規定文言の整理を行ったところでございます。

次に、第2条の改正でございます。まず、第1号につきましては、児童の定義中の児童の対象年齢に関することについては、今回、条例を改正しますと新しい第5条の第2項のほうに移行させていただいたということでございます。それから、第2条第3号につきましては、保育所の定義を一般的な保育所の定義に改めるものでございます。

第3条の改正、第4条の削除等については、市立保育所等の設置等に改めまして、市立保育所の設置根拠として、規定の明確化を図ったものでございます。また、現行の第4条で規定していた保育所の定員に関することについては、本条第3項に組み込むことといたしました。

それから次に、第5条でございます。現行の第5条を第4号に繰り上げし、施設の管理者を明確化するために第1項を新たに設けて規定の再構築を図ったところでございます。

それから、新しい第5条の追加でございますが、これについては保育の実施に関する条項でございまして、市が取り組む保育の実施に関する事項を明確に位置づけをしたということでございます。

第6条については、第5条の追加に伴い文言の規定を行ったところでございます。

それから、第7条の改正ですね。規定文言の整理と新たに第4号としてその他の保育に関する条項、このその他の保育というのは病中病後児であったり、障害児保育であったり等を指します。その1項を追加したところでございます。

第8条の改正につきましては、境保育園及び小木須保育園の廃止に伴いまして、両保育園の保育料についての規定を削除をし、あわせて規定文言の整理を行ったところでございます。

また、新たに第5項として、日割り計算などの際に端数が生じた場合に10円未満は切り捨てる旨の規定を追加するものであります。

それから、別表のほうでございます。別表第1につきましては、境保育園、小木須保育園の廃止に伴い、表を改めたところでございます。

別表第2の改正でございますが、第3項中、3歳児の年齢の取り扱いを今まで当該年度の初

日を基準とすることを原則として、当該年度の初日において3歳に達していない児童が当該年度の途中で保育所に入所した場合には、3歳に達しているときに限り、当該児童を3歳児とすることができる内容に改めるものでございます。

それから、第4項中は、保育料が軽減される今までは母子世帯等の定義だけだったんですが、これに準ずる父子家庭の世帯を加えます。

第9項として、その他の保育の保育料に関する規定を加えたところでございます。

それから、別表第3については、境保育園、小木須保育園の廃止に伴い、費用を全部削るということでございます。

これらの条例の施行日は平成23年4月1日といたしております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 3点ほどお伺いいたします。

まず、条例の中に児童という文言が幾つかあります。これは私は児童でなくて乳幼児とすべきではないかと思ひまして、その理由を申し上げたいと思ひます。この第1条の中にも、この条例は児童福祉法に基づき必要な事項を定めるとあります。ならば、児童福祉法を開いてみますと、その第4条の中に児童の用語の定義が定めてあります。児童福祉法でいう児童というのは、満18歳に満たない者をいうわけですね。

さらに、次のような解釈もありまして、児童を3つに区分してありまして、そのうちの乳児、これは満1歳に満たない者。幼児、これは満1歳から小学校就学の7歳に達するまでの者、結局入学前の者ですね。さらに少年とありまして、これは小学校入学してから満18歳に達するまでの者。こういうふうに3つに区分されてあるわけでありまして。

児童といひますと、今言ったように満18歳まで含めます。ここには解釈がきちっと書いてあります。しかし、それにしても、本市の権威ある条例の文言が日本の法律であります児童福祉法に定めた児童の定義と異なっているものか。私はその疑問を持ちまして1つ質問したわけでありまして。

2点目の質問を申し上げます。第18条の第3項を見ますと、保育料というのは児童が1カ月を通して全日数を欠席した場合でも全額を徴収するということなんですけれども、ならば、例えば長期病欠等の場合でも全額父兄は納入しているのでしょうか。また、納入しなければならぬのかどうか。

それともう1点、今度は保育所が3カ所になるわけなんですけれども、入園希望者が定員を超えて

いるところがあるのでしょうか。これもお伺いします。

以上です。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） 3点のご質問にお答えしたいと思います。議員おっしゃるとおり、児童福祉法の第4条で児童の定義がなされておまして、先ほどの乳児、幼児、少年が明確にうたわれているところですが、まず、その前に第1条、児童福祉の理念というところであらわれておまして、すべて国民は児童が心身ともにすこやかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない。もうここで児童とはっきり言っているわけですね。第4条は、その児童の中に乳幼児とか表現的には乳児は1歳に満たない者を言うんだよ、幼児は小学校にあがるまでの者を言うんだよということの表現になっておきますので、あくまでも第一義的には法律の用語としては児童というのが正しいという解釈で、私どものほうは理解をしているところでございます。

それから、第2点目の病気等で休んだ場合に全額徴収するのか。保育園は法律で決まっておりますので全額徴収をいたします。ただ、途中退園、どうしても子供が来月から休みますよと、退園しますよということになった場合には退園の日までいただくということに原則なっております。

それから、来年度の保育所の入所状況ですが、名前を申し上げますと、にこにこ保育園はいっぱいでございます。すくすく保育園があと定数まで5名ぐらい。七合保育園が約10名程度余裕があります。市内には私立の烏山保育園と宮原保育園がございまして。烏山保育園については満杯です。宮原保育園については相当あきがございまして。

以上のような状況でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 3点のうち2つはわかりました。ただ、もう1点申し上げましたが、私はこれは児童というのはあまりにも幅が広い。満18歳ですから。実際幼稚園、保育園に入園する子供というのは乳児と幼児、乳幼児ですから、きちっと私は乳幼児としたほうがわかりやすいのではないかと考えているわけでありまして。それが何で18歳まで該当する子供を含めた児童とするのか、少々理解ができません。ならば、少年法でいう少年というのは満20歳までですよ。20歳というと幼児も乳児も含まれているわけですよ。じゃあ、少年でもいいのか、そうはいかないわけですよ。やはり1つの区分があるわけですから、私はこの乳幼児というのが一番わかりやすい妥当な文言ではないかと考えて質問したわけでありまして。

以上です。

○議長（滝田志孝） 答弁はどうしますか。

○16番（中山五男） 結構です。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第30号の市の保育所設置、管理及び保育料の条例の一部改正についてであります。全体は今の説明や質疑でわかりましたが別表の境保育園並びに小木須保育園の廃園に伴う今回改正というのが私にとって大きな問題でございまして、これも地元の今までの説明会やいろいろな関係者の理解の中で進めてきたものでありますから、少子化の波の中でやむを得ないと思います。

それで、境保育所がこれから跡地になるわけですが、これについては地元の公民館的な施設として利用されるのかなというふうに思うんですが、これも地元自治会との話し合いとか協議されてきたと思うんですが、それによる要望については、できる限り要望にこたえていただきたいというふうに思いますし、小木須保育所についても説明会がなされましたが、地元でこれを利用したいという方がおりませんでしたので、市の方針は更地にするということですが、いつまでに更地にして、今後はどのような活用に寄与する考えなのか、考えがあればご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） お答えしたいと思います。まだ、保育所として残っているものですから、こども課長のほうから答弁をしたいと思います。

境保育園につきましては、議員おっしゃるとおり、今までもあそこは農村生活センターという昔の農林省の補助をもらって公民館的なもので整備をして、後から保育所が飛び込んでいったというようなことだったものですから、今までも和室の部屋とか夜間でも地元の方々、自治会の方々が公民館として利用できるような状況で運営をまいりましたので、今後とも地元自治会としては、今までどおり公民館的な使い方をしていきたいんだよということでの申し入れはあります。

それについての要望等も伺っておりますので、今後地元の方々と要望等、議員は全部聞いてやれという話のようですが、聞けるものと聞けないものいろいろございますので、今後自治会のほうとよく協議をしながら、来年中ぐらいにははっきりした方向性で無償貸与になるか譲渡になるか、その辺も含めてよく話し合いをしてまいりたいと思います。

それから、小木須保育園については、来年度予算に撤去費用を計上しておりますので、来年の早いうちに、平成23年度の早いうちに建物等は撤去したいというふうに考えております。

以上でございます。跡地利用上は売却ということで、その後は売却ということで考えているところでございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 保育園でありますけれども、現在、何人園児がいて、卒園される方は小学生になりますが、4歳児とか3歳児とか継続保育の子供さんは何人ぐらいいるのかなというのが1点と。

先ほど用語の話もありましたけれども、条例等はすべて保育所という表現で来ていて、実際の市内の施設になると保育園ということにしているんですが、この辺は法律上は保育所があくまでも正しくて、保育園というのはその施設の名称にすぎないのかなと解釈せざるを得ないのかなと思っていますが、その辺をちょっと、一本化できないものかどうかお伺いします。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） 境保育園につきましては現在6名でございます。全部年長児なので、今回卒園してしまいますと、ほかの保育園に散らばる子は全くいないという状況でございます。

それから、用語の話でこれも解釈的に難しいところなんですけど、法律上はあくまでも保育所というような表現になっているわけですね。なので、条例上も保育所になっていますが、議員ご指摘のとおり、園というのはあくまでも固有名詞というかそういうことでつけているという施設の名称ということでの園という使い方をしております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時26分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第16 議案第31号 那須烏山市奨学金給付条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第16 議案第31号 那須烏山市奨学金給付条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第31号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、教育基本法の規定に基づき、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難な者に対する奨学の措置といたしまして、奨学金を給付することにより有用な人材の育成、教育の機会均等に資することを目的としております。

しかし、近年、薬剤師法の改正に伴い、薬学部では6年間を標準修業年限とする課程が設けられるなど、各種学校における修業年限が長期化、多様化いたしております。

このため、本議案は、給付期間を限定をしている条文を、現状に即した修業年限に改正するとともに、用語の一部を修正する内容でございます。

慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第31号の市の奨学金給付条例の一部改正についてであります
が、これはただいま提案理由に説明がありましたように、現在行われている奨学金の給付条項
を今の現状に合わせて実際に在学している対象者に長期の方には長期な奨学をするというふう
に改めるというものであらうと思いますが、現行では現在までに何人がこの奨学金の給付を受
けているか。これは平成19年から始まったというふうに思いますけれども、まだ、そのとき
に入学されている方でありまして、平成22年度までにはまだ在学している人もかなりいるの
かなというふうにお見受けしますので、その今の給付状況についてご説明をお願いしたいと思
います。

○議長（滝田志孝） 羽石学校教育課長。

○学校教育課長（羽石浩之） それでは、現在までの奨学資金の給付状況をお答えしたいと思
います。実際は平成20年から適用になっておりまして、平成20年、平成21年、平成
22年、3年間で現在44人に給付しております。現在平成22年度の実績になりますと、新
規で10名おりました。継続ということで10名、合計20名に給付をしております。金額に
しますと、20名で330万円を給付しております。

以上でございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を
打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第32号 那須烏山市児童館設置及び管理条例の廃止について

○議長（滝田志孝） 日程第17 議案第32号 那須烏山市児童館設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第32号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、市の児童館であります小木須児童館と宮原児童館を廃止するにあたり、関係条例を廃止するものでございます。

小木須児童館は、小木須、大木須、横枕地区の皆様方からご寄附をいただきまして、昭和47年4月1日に開館をいたしました。が、少子化の進行によりまして児童数が減少し、平成19年4月から休館をいたしております。また、跡地利用につきましては公共用地跡地利用検討委員会で検討を重ねた結果、施設の老朽化が著しく、公共施設として再利用するには多大な改修費を要しますことから、施設を解体、更地化いたしまして売却する結論に至ったところでございます。

また、宮原児童館につきましては、昭和40年4月1日に開館いたしましたが、利用者の減少等により、平成元年4月から休館をいたしておりましたが、その後、平成5年4月から不登校に対応する適応指導教室レインボーハウスとして利用し、今後も引き続き同施設として活用することといたしております。このため、時代に対応した施設の活用を図るために、関係条例を廃止するものでございます。

なお、市といたしましては、児童館にかわる施設といたしまして、平成19年10月にこども館を設置いたしまして、子育て支援対策の充実を図っているところでございます。

慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第32号の市児童館設置及び管理条例の廃止についてであります。今、市長提案理由にありましたように、小木須児童館並びに宮原児童館を廃止するということですが、宮原児童館につきましては、先ほどレインボーハウスとしては今後とも利用していくというようなご説明があったんですけれども、名称はそうすると宮原児童館ではなくて、レインボーハウスというような呼び名でいいのかどうか。その辺はどんなふうを考えているのか。現在、レインボーハウスはどのような利用がされているのか。それも含めてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） それでは、詳細については学校教育課のほうからも説明があらうかと思いますが、総体的に私のほうからご説明申し上げたいと思います。

今、提案理由の説明がございましたように、宮原児童館、昭和40年から利用してきたわけですが、その後、休館いたしまして、現在レインボーハウスとして不登校児の関係の方の施設として利用しているわけでございます。今後もそれらに使っていただくことは基本でございますが、今まで行政財産だったものが、これから普通財産になるということでございますので、施設については普通財産になるわけでございまして、施設名についてはそれぞれ施設を利用する方がそういう名称、冠をつけるということになるかと思っております。今後、レインボーハウスなのか、不登校児のそういったものの名称になるか、多分レインボーハウスとして運営されると思ってございます。

ただ、いずれにしても老朽化しておりますので、あそこでいつまでも不登校児のやつで施設がいいかどうかはこれから今も検討課題に残っておりますので、今後の状況によっては移転もあるかもしれませんが、当面は今までの宮原児童館で不登校児の施設レインボーハウスとして利用するというところでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 羽石学校教育課長。

○学校教育課長（羽石浩之） 宮原のレインボーハウスにつきましては、今の適応指導教室事業という形で実施しております。今後とも出入りはちょっとありますので、今後ともその事業は続けてまいりたい。名前もレインボーハウスという形で実施していきたいと思っております。

以上でございます。（「利用者は今現在何人いますか」の声あり）出入りが多いということなんですけれども、ことしは若干少な目でありまして、現在2名だと思っております。平成20年度のときは9名、平成21年度が8名おりましたが、出入りが多くて今回2名ぐらいということでございます。

以上です。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） それぞれの建物について2点ほどお伺いいたします。

まず、宮原児童館、これをレインボーハウスとして利用するそうではありますが、この中に借地も447平米ほどあります。年間13万8,000円を払っていますが、そうしますと、この借地料とこの建物の維持管理費は今後も続けて市が負担するということになるのでしょうか。

小木須の児童館であります、これは予算書の中に平成23年度中に解体するとあります。具体的な費用がわかりませんが、解体費用はどのぐらい見ているのか。

もう1点は、これは全部市有地ではないかと思いますが、この跡地の利用方法を何か考えているのかどうか。

以上お伺いします。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） それでは、お答えをいたしたいと思います。

宮原児童館につきましては、議員ご指摘のとおり、447平米の開設当初から借地がございます。金額についても年間13万8,000円ということで、現在までは条例上、児童館ということで残っておりまして、こども課のほうから借地料はお支払いをしていた。ですが、さっき副市長が答弁しましたように、4月からは普通財産になりますので、財産管理費のほうで当然負担されるものと思っております。

それから、小木須児童館の解体費用ということですが、平成23年度予算に約520万円予算を計上しております。ただ、利用が決まっているのかというご質問でございますが、先ほど平塚議員のほうからもありましたように、地元と説明会等も開いたんですが、地元での利用希望はないようでございますので、先ほども申し上げましたように、一般公募をして売却の方向で進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第34号 曲畑辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（滝田志孝） 次に、日程第18 議案第34号 曲畑辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第34号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

曲畑地区に係る公共的施設の整備は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、合併時に旧南那須町から引き継ぎ実施してきた事業であります。

本計画は5年ごとに見直すことになっておりまして、今年度がその最終年度になりますことから、本議案は引き続き平成23年度から平成27年度までの5年間、総事業費3億500万円により市道田野倉曲畑線の道路整備を図る計画を策定するものでございます。

本計画は、国、総務省及び栃木県に認められることにより、事業実施の財源として辺地対策事業債充当率100%の借入れが許可されまして、さらに元利償還金の80%が地方交付税で措置されるという有利な制度でございます。

詳細につきましては、総合政策課長より説明をさせますので、慎重にご審議をいただきまし

て、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） それでは、議案第34号 曲畑辺地に係る総合整備計画の策定について説明を申し上げます。

2枚目をお開きいただきます。総合整備計画書でございますが、辺地の概況でございます。辺地を構成する町または字の名称ということでございましたが、ここがございますように曲畑字下條でございます。

2の辺地の中心の位置、ここに明記の地番のとおりでございます。

辺地度の点数でございますが、130点になってございます。これにつきましては、後ほどまた説明申し上げます。

2番の公共施設の整備を必要とする事情でございますが、(1)の辺地の地勢、(2)住民の日常生活の現況等につきましては、ここに明記のとおりでございます。(3)の施設の整備を図ることが特に必要である事情でございますが、当地域曲畑地区につきましては、住民の生活道路関係でございますけれども、幅員が狭いため緊急時の患者の輸送あるいは通学、通勤等にも支障が出ておりますことから、これらを解消をすべく道路の整備を行う必要があるということから、計画を立てているところでございます。

大きい3番の公共施設の整備計画であります。本計画は先ほど提案理由の説明のとおり、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画してございます。本計画は5年間で延長870メートル、幅員10メートルの改良舗装工事を実施を予定してございまして、事業費、ここに書いてございます3億500万円を予定してございまして、うち辺地債で対応しますのが3億円ということでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。辺地度の点数の算定表でございます。ここに主要な施設までの距離等がございまして、これらに基づいて点数を出す形になってございます。施設につきましては小学校、中学校、高等学校、医療機関、郵便局、さらに近傍の市役所等が中心になるわけでございますが、それぞれここに点数が書いてございますが、これらを合計しまして130点になったところでありまして、辺地度の点数、辺地として認められる基準の点数がございまして、これにつきましては100点以上が辺地として認められるということになってございますので、曲畑地区、計算をいたしますと130点ということになりますので、辺地に該当する。これらを県と協議をしまして、総務省のほうにこの計画を提出するという運びになるわけでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 私は、曲畑地内辺地計画の策定に異議を唱えるものではありませんが、1点だけ申し上げたいと思います。添付されています総合整備計画書を読みますと、その文言の中に「曲畑地内は地理的条件が劣悪である」とか、「住民の生活水準が著しく低下している」と、そのように記載されているわけであります。

これらの文言から判断しますと、曲畑地内はまるで電気、水道、電話も通じない開発途上地域のようにも表現されているわけであります。私の前の佐藤議員がその曲畑に住んでおりますが、財政的に有利な辺地事業債の計画書とは言いながら、この曲畑地域の現状からしてあまりにもかけ離れた文言が使われているのではないか。もう少々何か文言を変えられないものかと思ひまして、質問をしたわけであります。

以上です。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 私も曲畑地区、今、中山議員が言われましたような状況ではない。すこぶる近代的な集落になっているというふうには自覚しておりますが、この辺地計画を出す根拠となっております辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律、この中に定義として第2条に定義が規定されておまして、ちょっと読んでみますと、この法律において、辺地とは交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活、文化水準が著しく低い山間地というふうな、こういう定義づけになっておまして、必ずしも先ほど申し上げましたが、曲畑地域はそういう地域ではないというふうに思っておりますが、この計画を提出するにあたりまして、この定義に基づいて、それに沿った文言を使用させていただいたということでございますので、ご理解いただければと思います。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 私は事業ではなく、辺地対策債、これはどういうのか、私もいろいろな減債とか市債というのはわかる。辺地対策債というのは特別なあれで、国か何かから支援があるんですか。その辺のところをちょっとお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 辺地債につきましては、先ほど市長提案理由の中にありましたけれども、この計画を出すことによりまして、その事業実施するにあたりまして、国から辺

地債というものが認められて許可がされるということでもあります。

一番有利なのは辺地債なんですね。起債の種類からいいますと辺地債が一番いい。その次が過疎債、合併特例債という順番になっております。その意味で、臨時財政特例債は100%交付税算入ですが、過疎債がこの次によろしいんですね。ですから、辺地計画書、先ほど言いました公共施設です、小学校、中学校あるいは金融機関あるいは市役所までのそういう距離をはかりまして、それらの点数が100点以上出れば、道路整備なり施設整備等も含めてそういう事業ができる。事業実施にあたりましては有利な過疎債が国から許可がいただける。そういう制度でございます。

国税算入率は先ほど市長が申し上げました8割が国税で算入される。

○18番（樋山隆四郎） 了解。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第35号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定期間の
変更について

◎日程第20 議案第36号 那須烏山市観光物産センターの指定管理者の指定に

ついて

○議長（滝田志孝） 日程第19 議案第35号 那須烏山市観光物産センター（1階）の指定期間の変更について及び日程第20 議案第36号 那須烏山市観光物産センターの指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第35号、議案第36号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第35号であります。観光物産センターの1階部分は指定管理者制度に基づきまして、平成21年4月1日より那須烏山市観光協会を指定管理者といたしまして運営をし、2階部分は市直営により運営いたしております。

しかし、施設の機能を勘案し、効率的かつ効果的に管理運営するには、1階と2階を一体的に活用したほうが市の観光宣伝や特産品の展示販売等、同施設を生かした活用により有利であると判断をいたしましたことから、平成23年4月1日より1階と2階を合わせて指定管理する内容でございます。

その議案第35号は、観光物産センターの1階と2階を合わせて指定管理するために、平成21年4月1日から平成26年3月31日までであった指定期間を、平成23年3月31日までに変更するものであります。

議案第36号は、公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第6条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、公募によらず、それまで1階部分を指定管理者として管理をしている那須烏山市観光協会を指定管理者に指定するものであります。

本指定管理者は、那須烏山市指定管理者選定委員会において選定したところでもあり、また、指定管理期間につきましては、一体的な指定管理を開始する平成23年4月1日から、那須烏山市観光協会が1階部分の指定管理者として指定を受けております平成26年3月31日までとしております。

何とぞ慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されております議案第35号、議案第36号について、そのうちの議案第36号について2点ほど伺いたいと思います。

この観光物産センターですね、平成21年の4月1日から那須烏山市観光協会が指定管理を受けているわけでございますけれども、今年度まで、平成21年、平成22年の両年度にわたって入館者数はどのくらいあったのか。平成21年度は何人ぐらいか。平成22年度は何名ぐらいか。それについて1点お伺いをいたします。

2点目は、今度は1階の指定管理に合わせて2階を一括して指定管理をされるということでもありますけれども、その使用目的、2階の部分の使用目的は何なのか。また、そこで事業を行うとすれば、その事業の内容はどのようなものなのか。また、その事業は収益が上がるような事業が入っているのかどうか。その点について、以上2点についてお伺いをいたします。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） それでは、2点についてお答えをしたいと思います。

まず、入館者というお問い合わせでございます。平成21年度につきましては1万3,983人、約1万4,000人ほどの方が入館されております。平成22年度につきましては、1月末現在でしめておりますが、8,885名、約9,000名、1日平均にしますと約35人から40人程度の方がご利用になっております。

それから、今回の物産館の2階の使用目的でございますが、今回、観光協会の申請のほうではあくまで展示、特産品に伴う教室、そういった地元の方がお集まりをいただくちょっとした休憩を、そういった事業で展開する予定でこちら申請が出ております。

詳細につきましては、3月議決後、観光協会と詰めまして具体的な計画等をこちらから確認をすることになっております。

今現在の段階では、収支を伴うものについては、私どもでは理解はしておりません。もし、収支があるものについては私どもではそれについてはだめだということはございませんが、その場合には使用料条例に基づきまして使用料を徴収することになるかと思っております。

以上でございます。

○5番（久保居光一郎） 了解。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 2点お伺いします。現在の指定管理料458万円だと思いましたが、そうしますと、今回は2階を含めてもこの金額は変えない。そう理解してよろしいのでしょうか。

それともう1つ、要望を申し上げます。この間の全員協議会でいただきました資料を見ますと、観光協会の今後の利用方法としては、今も久保居議員の質問にありましたが、展示会の開

催とかおみやげ品、休憩室に使いたい。そのようにはなっているわけなんです、大金の駅付近にお茶を飲むところもないんですね。全然今はなくなってしまったんです。そういう意味で、コーヒーぐらい飲ませるような施設ができないものかどうか。今後、観光協会のほうと協議していただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） まず、1点目の委託料の関係でございます。委託料につきましては、現行のままの金額、ふやすことはございません。それは観光協会と既に調整を済ませていただいております。

それから、ちょっとしたお休みどころということでご要望がございましたが、それは非常に私どもこの指定管理選定委員会についても、そういった意見もございました。ただ、1階の部分ですね、大金駅のほうを向いたところに喫茶コーナーがあるんです。実際は10人ほどまではいかないんですが、烏山線を見ながらコーヒー、ドリップ式なんです、そういったものが安く、確か50円ぐらいのコーヒーなんですよね。それでもドリップ式で、私はコーヒーは飲んでおりませんが、そういったお休みどころは一応用意してあります。

今後は、地元のニーズといったものを私ども拝聴いたしまして、観光協会と相談しながら必要に応じた対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。初めに日程第19 議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第21 議案第10号から日程第29 議案第18号までの平成22年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の9議案を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第21 議案第10号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算について
 - ◎日程第22 議案第11号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について
 - ◎日程第23 議案第12号 平成22年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について
 - ◎日程第24 議案第13号 平成22年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算について
 - ◎日程第25 議案第14号 平成22年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について
 - ◎日程第26 議案第15号 平成22年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について
 - ◎日程第27 議案第16号 平成22年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について
 - ◎日程第28 議案第17号 平成22年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について
 - ◎日程第29 議案第18号 平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算につ

いて

○議長（滝田志孝） よって、議案第10号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）から議案第18号 平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第4号）までの9議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第10号から第18号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第10号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算第6号についてであります。本議案は一般会計の予算の歳入歳出をそれぞれ2億7,871万7,000円減額し、補正後の予算総額127億5,245万4,000円とするものでございます。今回は人件費の給与及び制度改正に伴う減額の措置を講じたほか、事業費の精算や確定などに伴い、すみやかに対応しなければならない事務事業が生じたことから、補正予算を編成したところでございます。

主な内容を申し上げます。まず、歳出でございます。総務費は、市営バス運営費や生活路線バス維持補助金、平成24年度評価替え宅地等鑑定評価委託事業の確定、及び那須烏山市議会議員選挙費の精査等に伴うものでございます。

民生費では、国の介護基盤緊急整備等臨時特例補助金の成立に伴い、増額措置を講じました。子ども手当給付金は、支給費確定に伴う減額でございまして、私立保育施設、広域保育園運営委託事業費及び子ども医療費扶助費、ひとり親家庭医療扶助費は精算に伴う減額でございます。

衛生費の主な内容は、可燃ごみ袋購入費の減額、及び日本脳炎予防接種事業の実施見送りによる減額であります。

労働費は、公募提案型緊急雇用創出事業の確定に伴う減額であります。

農林水産業費の主な内容は、中国青海省酪農研修生受け入れ事業の終了、及び県単独土地改良事業、森林整備林道整備事業の精査に伴う減額でございます。

商工費は、新たに観光物産センター2階の修繕費を計上したほか、企業立地奨励金を増額いたしました。

土木費は、狭あい道路拡幅整備事業に伴う関係者との調整が決定に至らず、全額を減額いたしました。また、降雪に伴う道路維持管理費に係る経費を増額をしたものでございます。

消防費は、消防ポンプ自動車購入事業等の確定に伴う減額でございます。

教育費であります。烏山小学校体育館及び烏山中学校校舎整備事業の確定に伴う減額補正が

主な要因でございまして、保健体育費は烏山プール閉鎖に伴う減額でございまして。

公債費は、繰上償還等、借入額の精査に伴う減額でございまして。

次に、歳入でございまして。市税では個人市民税現年度課税分5,700万円を減額いたしましたが、法人市民税と固定資産税を合わせまして1億5,302万3,000円増額いたしました。地方特例交付金は、国策に伴い増額をし、地方交付税は普通交付税の確定に伴い増額をいたしました。国庫支出金では事業費確定に伴い子ども手当、生活保護費等を減額し、烏山小学校体育館整備に伴う安全、安心な学校づくり交付金2,104万円を増額したほか、地域活性化・住民に光をそそぐ交付金総額の決定に伴い1,926万6,000円を増額いたしました。

県支出金は、主に子ども手当、特別保育事業費等推進費補助金等事業の確定精算に伴い減額をいたしました。国民健康保険基盤安定負担金、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金につきましては増額措置を講じました。

繰入金は当初から計上の財政調整基金繰入金、これは取り崩し額でございまして3億9,300万円を減額いたしております。

市債は事業費の確定に伴う林道整備事業債及び烏山小学校、烏山中学校整備事業に伴う教育債を減額いたしましたものでございまして。

寄附金でございまして。小清水日出夫様、荒川中学校昭和40年度卒業生一同様ほか3名の匿名様からふるさと応援給付金に賜りましたほか、日進工業株式会社栃木開発センター様、星俊安様、秋山 久様、日本盆栽協会那須烏山支部様、那須烏山経友会様、烏山ロータリークラブ様及び匿名様から賜りました。これらは、その趣旨に沿った予算措置を講じており、ご芳志に対しまして深く敬意を表しますとともに、ご報告を申し上げる次第でございまして。

議案第11号であります。これは国民健康保険特別会計補正予算第5号についてでございまして。本議案、事業勘定及び診療施設勘定であります。まず、事業勘定の補正予算額は歳入歳出額にそれぞれ5,882万円を追加し、補正後の予算総額を34億4,142万円とするものでございまして。

主な内容は、保険給付費の精査及び前年度償還金等の確定に伴う所要額並びに後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金及び介護納付金の確定に伴う所要額を計上したものでございまして。これらの財源は、療養給付費等交付金、共同事業交付金、法定繰入金並びに前年度繰越金等をもって措置いたしております。

次に、診療施設勘定の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ47万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1億417万6,000円とするものでございまして。主な内容は、七合診療所の一般管理費等の精査に伴う所要額でございまして、これらの財源は、診療収入をもって措置をいたしております。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問をさせていただきまして、原案どおりとの答申を得ております。

次は、議案第12号 那須烏山市老人保健特別会計補正予算第2号についてでございます。本議案は、老人保健特別会計予算の歳入歳出額にそれぞれ687万3,000円を追加し、補正後の予算総額を864万3,000円とするものであります。その内容は、今年度で老人保健特別会計を清算するために、歳入予算として計上いたしました一般会計繰入金を削除するとともに、前年度繰越金をすべて計上し、これをもって歳出予算の財源を組みかえ、かつ一般会計繰出金として予算計上するものでございます。

次に、議案第13号であります。那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてであります。本議案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出額をそれぞれ5,096万5,000円を減額し、補正後の予算総額を2億6,782万4,000円とするものでございます。

その内容でございますが、後期高齢者医療保険料の精査に伴い、歳入において保険料収入を、歳出においてこの保険料収入を支出する後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ減額するものでございます。また、前年度の特別会計予算不要額を一般会計に繰り出すことといたしまして、前年度繰越金を財源として措置をするというものでございます。

次は、議案第14号 那須烏山市介護保険特別会計補正予算第3号についてでございます。本議案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ1,540万1,000円減額をいたしまして、補正後の予算総額21億9,063万円とするものでございます。その内容は、歳出の保険給付費及び地域支援事業の各事業費の精査に伴う所要額を減額するものでございます。これに伴い、充当財源であります保険料及び国、県支出金、支払基金交付金等を減額するものでございます。

議案第15号は、那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてでございます。本議案は、農業集落排水事業予算の歳入歳出をそれぞれ49万5,000円を減額し、補正後の予算総額6,640万5,000円とするものでございます。歳出の内容は、職員人件費の精査に伴う減額であり、これに伴い歳入の一般会計繰入金を減額するものでございます。また、前年度の特別会計予算に不要額が生じたために、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じました。

次は、議案第16号 那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第2号についてでございます。本議案は、下水道事業特別会計の予算の歳入歳出をそれぞれ1,490万円減額し、補正後の予算総額3億6,849万円とするものでございます。その内容は、下水道事業、管理費の精査に伴い、歳出の職員人件費及び業務委託費を、歳入の下水道事業受益者負担金をそれぞれ減

額するものでございます。また、前年度の特別会計予算に不要額が生じたために、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じました。

議案第17号は、那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてでございます。本議案は簡易水道事業特別会計歳入歳出をそれぞれ37万3,000円増額し、補正後の予算総額を1億398万3,000円とするものでございます。歳出の主な内容は、人件費及び元利償還金の精算、消費税中間申告における所要額を計上したものであり、その財源は前年度繰越金及び水道使用料滞納繰越金をもって措置をいたしました。

次に、議案第18号 那須烏山市水道事業会計補正予算第4号についてでございます。本議案は水道事業会計予算の収益的収入の他会計補助金を168万円減額をし、補正後の予算総額5億6,022万6,000円とし、収益的支出の総係費等を199万2,000円減額し、補正後の予算総額5億4,269万5,000円とするものであります。

主な内容は、職員人事異動に伴う給料や手当など人件費の減額、工事費等の確定による企業債、工事負担金及び建設改良費の減額、また、企業債償還元金の精査による他会計出資金の増額であります。

また、資本的収入の企業債等を3,190万3,000円減額し、補正後の予算総額を1億7,375万9,000円とし、資本的支出の上水道整備費等を3,676万9,000円減額をし、4億2,548万8,000円とするものでございます。

以上、一括上程となりました議案第10号から議案第18号までの提案理由の説明をさせていただきました。何とぞ慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） ここで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。ただいま市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 平成22年度の市の各種会計補正予算についてであります。一般会計のほうで何点か質問したいと思います。

まず、24ページの児童福祉総務費でございますが、この中で子ども手当給付費ということで3,939万円減額になっておりますが、これは事業確定に伴うものかなというふうに思わ

れますけれども、12ページ及び13ページを見ますと、国庫支出金が大幅に減らされ、なおかつ地方特例交付金のほうは出ているんですよね、873万9,000円ということなんですが、最終的に対象児童数は何名になったのか。そして、この減額になった理由、さらに子ども手当給付も若干減額になっておりますが、この辺の状況について説明をお願いできればと思います。

あわせて、これは当初予算でやればいいんですが、この子ども手当関連で申しますと、国の本予算は衆議院では通過しましたけれども、関連法案は別建てということでこれから審議に入る。しかし、その道は非常に険しいというふうに言われておりまして、とりわけこの児童手当につきましても、大変難儀しているように聞いております。

今回、子ども手当は1万3,000円でありましたが、平成23年度は3歳未満児については2万円に引き上がるのか。そういうことなんですけれども、実際に関連法案が通らないと、旧児童手当の支給に切りかえなければならぬ。しかし、それについては所得制限がありまして、ソフトの整備もされていないのでその辺の支給が非常に地方自治体としては困るというふうな新聞報道などでは説明がありますが、担当課としては平成22年度はこれまでどうしてきたのか。平成23年度に向けての準備対応はどのようにされているのか、ご説明いただければと思います。

次に、26ページですが、扶助費の中で生活保護費が2,021万2,000円減額になっております。さらにその下の27ページの予防事業費についても、1,660万2,000円減額になっておりますが、これらの減額になった理由についてのご説明をお願いできればと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） 子ども手当以下幾つかご質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

最終的に子ども手当はご存じのように6月、10月、2月という支給になっておりまして、2月支給が終わった段階で延べ人数3万1,370人、平成22年度はご存じのように10カ月分でしたので、月にすると3,137人程度が受給をされていたということでございます。

今回の減額の理由でございますが、公務員ですね、学校の先生とか市の職員とか県の職員とか、この方々はその所属先のほうから支給されるということで、当初予算の段階でそういう話を承知していなかったもので、その方の分も計上してありました。なので、その方も200人程度いるんですよ。その分が積算が甘かったと言われれば甘かった部分かなというふうに考えて

おりますが、いずれにしてもそういう要件で減額になったということでございます。

それから、児童手当でございますが、児童手当も今年度も幾らかのまだ法律が残っておりますので、該当する方がいらっしゃる。1年間さかのぼって請求できますので、予算的には何名分か抜けたんですが、思ったより児童手当での請求分は少なかったので減額をするということでご理解をいただければと思います。

3点目の子ども手当、児童手当の関連でございます。ご存じのように、予算は通りましたけれども、予算関連法案がどうなるかわかりません。一応担当課としては平成23年度予算は子ども手当一本でとっております。ということは、児童手当に切りかわった場合に予算の組みかえ、それから、先ほど議員がおっしゃられましたように所得制限が出てきます。児童手当になった場合は5,000円、1万円ということに金額も下がります。

それと、一番問題なのは、その所得制限がまた復活してしまうということなんです。これは平成22年度は所得制限の調査を子ども手当はなかったので、しておりませんので、平成23年度に所得制限をかけるとなった場合には、平成21年度、平成22年度、2年間分の所得の把握調査を全員かけなければなりません。ということと、先ほど議員もおっしゃられたけれども、ソフト関連ですね、せっかく500万円ぐらいかけてソフトを子ども手当に直したんですが、児童手当に戻すのにはまた相当の費用がかかるのと、これから発注といった場合には、どこの自治体も一斉に発注しますので、当然遅いところ、早いところが出てきてしまうと思います。

一番今危惧しているのは、6月支払いはどちらになったにしても間に合わないのではないかと。子ども手当で通れば3歳までの2万円という更新だけ、それはもう既にかけていますから、子ども手当であれば何とか6月に間に合うと思うんですが、児童手当となった場合には6月支給は多分完全に無理だというふうに思っておりますので、できれば野党の皆さん方にご協力をいただいて、何とかこども課長の立場とすれば、子ども手当関連法案だけは首と引きかえにでもいいですから通していただきたいというふうに考えております。

それから、予防費でございますが、予防費は健康福祉課のほうと私のほうが絡んでいるんですけども、ほとんどが日本脳炎の予防接種なんです。これは国のほうもなかなか決まらなくて、結局あやふやなまま引きずっちゃっているんです、現在も。例えば何歳から何歳まで完全にやりなさいよということにはなっていないので、希望する人だけが受けるというような形になっておりますので、予算上は例えば1,000人いるうちの8割で800人というふうに予算はとりますけれども、実際には150人とか200人ぐらいしか接種がなかったということで、大幅な減額となっております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 26ページの生活保護費の関係のご質問にお答えしたいと思います。

扶助費の生活保護扶助費が2,000万円ほど減額となっておりますが、その理由ということでございまして、一般の生活扶助費につきましては約1,450万円ほどの減額となっております。これは年間1億円以上の医療費扶助がありますが、主にその医療費の扶助の実績に基づいた減額ということでございます。残りの570万円程度につきましては、施設事務費分でございますが、これは烏山授産所の利用者が定員ほどいないということで事務費の減額ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことで子ども手当、児童手当は非常に不透明でございまして、大変な状況にあります。そうしますと、先ごろ新聞報道で川崎市などでは子ども手当の事務費を各地方が払うのはおかしいということで、全国で何カ所かの自治体が異議を申しているところですが、本市は当然自前でこれを出さなくちゃならないのかなというふうには思うんですけども、ちなみにそういう自前で平成22年度は幾らぐらい負担をしたのか。平成23年度は子ども手当一本でいくということですが、幾らぐらいの子ども手当支給にかかわる事務経費、地元負担分を考えているのか、もしわかればご説明をお願いします。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） 平成22年度につきましては、基本的に地方負担分は児童手当のときと同じ負担割合でございます。ですから、大体大ざっぱですけれども国が8割、県と市が1割ずつということなんです。ですから、ことしは約5,000万円程度を見込んでおります。来年は大体6,500万円ぐらいの地方負担分といいますか、負担分を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○17番（平塚英教） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 質問事項はもう既に各課長のほうに回っていると思いますので、ちょっと早口で申し上げます。

この議案第10号のうちのみならず、一般会計の補正予算であります。21ページに参議院議員選挙の費用が一般財源で負担するようになっておりますが、参議院関係は国が全部負担すべきだと思います。なぜ、市が負担する必要があるのか。これが1点目。

次に、26ページに七合保育園で190万2,000円ほど負担金があります。この負担の

理由についてお伺いいたします。

同じ26ページに、生活保護費のうち償還金2,732万6,000円が載っております。この償還理由、なぜ償還するのか。

次に30ページに、森林整備事業で871万円減額になっています。これは当初予算で1,800万円、9月にも1,700万円補正していながら、なぜ今回減額をするのかお伺いします。

狭あい道路のことは先ほどの市長説明でわかりました。

次に消防施設ですね。当初で2,600万円とってありますが、今回、700万円減額です。減額の理由をお伺いします。

次に、市債の償還金利子、当初は1,990万円です。今回2,400万円ほど減額になりましたが、これはなぜ利子の償還が減額になったのか。それに今度は国民健康保険特別会計のほうですが、14ページにその他の償還金というのが5,783万3,000円あります。これは何のために償還しなければならないのか、これについてお伺いをいたします。

後期高齢者は前に聞きましたからわかりました。

次に下水道ですね、6ページに下水道管理費、当初1,400万円、今回1,000万円減額します。なぜ、今回減額するのか。

次に水道のほうで3ページのほうに上水道整備費として3,700万円を減額します。これも理由をお伺いいたします。

ついでに申し上げますが、那須烏山市の水道の有収率は69%でしたね、決算の結果。漏水調査費、これはいつ予算計上するのかなど。どうもちょっと見当たらないんですが、具体的にどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

次に、これはほとんどの課長に関係することなんですが、平成21年度決算によりますと、滞納繰越総額17億3,547万9,000円であります。この徴収対策、あと3カ月ほどありますので、各課長からお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 総務課関係では2点ほどご質問がありました。まず、参議院選挙の費用をなぜ市が負担するんだと。一般財源200万円ほど計上していますので、それは国の制度がまだはっきりしない部分がございます、ぴったりプラスマイナスゼロには計算上できない部分がございます。結果的には、国政選挙は国が負担するというのが原則でありますので全額来ますので、結果的には一般財源の持ち出しはない。ただ、端数がどうしても決算の関係で1、2万円、一般財源の持ち出しは出てくる可能性があるということをご理解いただけれ

ばと思っています。

それからもう1点、消防費の設備費ですね。これにつきましては今年度第4分団第5部と第7分団第4部、消防自動車2台を購入いたしました。今年度は一括2台まとめて入札に付しましたので、多分競争の原理といたしますか、そういうものが働いたのかなと。10台の実績を踏まえて1台1,300万円、合わせて2,600万円の予算を見ていましたが、2台一斉にやったところ、1台900万円、消費税を入れましても950万円程度、合わせて1,900万円ということですから、その差額700万円が出ましたので、今回落とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） 七合保育園の負担金190万2,000円についてお答えを申し上げます。

これにつきましては、実は広域行政事務組合のほうで周辺の駐車場と、西、東側、南側全部ですね、舗装工事をするという話が持ち上がりました。一緒にやりませんか、七合保育園の駐車場が隣接しているものですから、一緒にやったほうが経費も安いからやりましょうということでお話がありまして、じゃあ、広域のほうで一括発注してくださいと、面積を半分にしましょうということでお話し合いがつかまして、うちのほうの負担割合は約2割の金額が190万2,000円ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 26ページの生活保護費の償還金の関係でございますが、これは平成21年度の生活保護費国庫負担金の精算に伴う償還金でございます。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 30ページの林業費の中の森林整備事業費871万円の減でございます。これにつきましては、当初で1,830万円ほど予算措置をいたしまして、9月補正で1,770万円追加補正したわけでございます。これは平成22年度箇所付けで余っているので、那須烏山市でそういう配分が来たものでございますので、その事業費で措置したものでございますが、今回、事業実施にあたりまして、CBRといいまして路盤調査をした結果、平成22年度やる部分が路盤がしっかりしているということになりましたので、その置きかえ工事分がかなり減ったので事業設計が安くなった。合わせまして、これは条件つき一般競争入札でございますが、かなり入札差額が出た。こういうことで工事費についてお返しするものでございます。

なお、この事業は道整備交付金事業で平成19年度から実施してございますが、神長の溜池のところから、滝田地区のあの霧ヶ沢の溜のところに出る総延長2,600メートルの林道で

ございます。平成22年度全線舗装完装になります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 市償還金の利子でございますが、当初予算で見込みましたのが利率2.5%で見てください。実際には平成22年度、まだ借入手続はしておりませんが、平成21年度の実績等を見ますとほぼ同率ぐらいで借りられるのではないかなというふうに思っておりまして、予想されます利子が1.0%から1.4%程度で借りられる見込みでございますので、それらの差額を見込みまして減額補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） それでは、その他の償還金5,783万3,000円の減額でございますが、これらにつきましては平成21年度事業の確定に伴う精査分ということで、それらの県のほうから多く入った分の償還ということでございます。

その中には一番大きいのが一般の療養給付費負担金等が約5,000万円あります。そのほか大きいのが約700万円近いんですが、調整交付金、国のほうから入っております。これがいわゆる県に会計検査が入りまして、その調整交付金の算出根拠が県の根拠と会計検査院の負担金の根拠が違うということで指摘を受けまして、その分を県内、この調整交付金をもらっている市町村は全市町村返還するというので自主返還ということになります。そういったことが今回の償還金ということでございます。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（栗野育夫） 下水道特別会計6ページの公共下水道管理費委託料の1,000万円の減額理由でございますが、公共下水道事業、烏山処理区につきましては、全体計画260ヘクタールのうち、現在、99ヘクタールの事業認可を受け、本年平成22年度末で95.4ヘクタールの整備が完了いたしますので、今後は順次事業認可区域の拡大を行いつつ整備を進める計画でありましたが、経済状況、社会状況に加え、議員各位等のご意見を参考に経済状況、社会状況が変化し、また、水洗化率の向上が見られるまでの当分の間、現在の事業認可区域99ヘクタール以外の下水道管渠の拡大は行わないこととし、今後当分の間は、平成26年までは行政責任として下水道事業に必要最低限の施設の整備を行うこととする平成26年までの下水道計画に若干の方向修正をしたものであり、このことから、不要となる本年度予算計上の下水道事業認可変更設計業務委託費1,000万円を減額いたしましたものでございます。

次に、上水会計の資本的支出建設改良費上水道整備費3,700万6,000円の減額の件で

ございますが、主な減額の要因であります。平成22年度事業として当初補正を合わせまして9本の建設改良工事を予算計上いたしましたが、中には烏山土木事務所発注の滝地内砂防工事が用地買収の関係で発注がおくれたことにより、市発注の配水管布設工事が会計年度内に工事完了できないことにより、平成23年度に先送りしたこと。また、入札の結果により請負金額を精査した結果、3,700万6,000円の不要額が生じ、減額いたしましたものでございます。

次に、漏水調査費でございます。平成21年度水道事業の決算で、上水の有収率が69%と極めて低い状況にあることから、まず初めに、特に低い烏山地区の全排水を司る五郎山配水池の流量計を本年度におきまして調査委託しましたが、その結果として全く異常がないという調査結果であります。この結果を受けまして、残る有収率の低下の原因は漏水しか考えられませんが、平成23年度から順次漏水調査費を計上しております。

したがって、平成23年度当初予算におきまして、配水及び給水費の中の委託費430万5,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 税、それから公共料金の滞納、未収金対策についてどうするんだという質問でございますので、全体的にお話を申し上げたいと思っております。また、担当課長がそれぞれおりますので、確認の意味で私のほうから申し上げ、また、それらを今後も各課長も対策を考えている。また、行うものと確信しておりますので、そんなことを含めて答弁申し上げたいと思います。

これからまた出納閉鎖期間までございますが、当然、税、公共料金につきましては公平、公正の意味から言っても、これは法に基づいて、また条例に基づいて納めてもらうのは当然でございます。また、それによって手続をやるのは当然でございますので、今後ともそういった手続については法律、条例に違反しないように的確に対処してもらいたいと思っております。

なお、例えば税金の中で4期とか6期がございますが、その中で例えば1期、2期納められて、5期、6期納められて、4期が納められていないとか、特に口座引き落としですね、そういった方、本人は口座の中に預金があったと思って、実はなかったよと。そういうことで1期分がぽつと残っている。そういう場合があるわけですね。そういう方については、多分忘れておりますので、当然通知を出しているわけですが、本人はあるものということでそのまま放り投げていらっしゃる方もたくさんあるかと思います。そういった方は改めて電話で、実は納められていないですから、納めていただきたい。そういったことをやることも必要でございますし、そういうものを今後進めてまいりたいと思っております。

また、水道のように、例えば水道をとめるという対抗策があるわけでありまして、ない場合と

いろいろありますので、臨機応変にそういったことをこれから訪問も含めて電話をかけて、そういうことを含めて税金の滞納、未収金対策を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。そういったものを努力してまいりたいと思います。特に、その中で滞納につきましては、税が多いわけでありますので、税金については特別対策を考えておりますので、税務課長からそれらについてはご説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） ありがとうございます。税が大変滞納してしまして大変申しわけございません。特に17億円ございますが、そのうちの7億円につきましては、民々の債券回収の裁判の最中でございます、市のほうとしましては、その配当の交付要求を宇都宮地方裁判所に提出しまして、裁判の判決待ちをしております。

それ以外の税につきましては、今、副市長が言われた方法と合わせまして、私ども税務としましては滞納整理事務の強化ということで、差し押さえ等または執行停止等の一般事務をこまめに執行しまして、債券の回収、市税の回収に努めていきたいと思っております。あわせまして、市の行政サービスにつきましても、滞納されている方にはなるべくご遠慮いただくというような方法も情報交換をいただきながら、税の回収に努めているところで、少しでも滞納繰越金が低くなりますよう進めたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 大体理解をいたしました。しかし、もう一度滞納の件だけ申し上げますが、市税は13億7,500万円、保育料が1,700万円、住宅使用料460万円、観光物産センター110万円、幼稚園、これはわずかですが15万1,000円ですね。土地貸付料、これはどこの課が担当かわかりませんが、これが63万円ほど、災害貸付金が30万円ほど、雑入、これは幾つかの課にまたがるかもしれませんが160万円、それに国民健康保険税、これは企業倒産云々に全く関係ないですね、これが3億円を超えています。後期高齢者が100万円、介護保険が660万円、農業集落排水事業が30万円、下水350万円、簡易水道190万円、上水道は1,460万円です。合わせて17億円を超えているわけなんですね。

そのうち、当初予算と今回の予算に滞納繰越分のうち徴収できるであろうと予算計上した額が7,500万円ほどあります。しかし、まだまだ16億6,000万円残っています。さらに、ことしですね、現年度分もこれに上乘せになってきてまして、17億円を超えるのではないかと思います。

私、このことは何度も何度も言っていますが、やはりこれは課長が中心になってやらないと

徴収できないと思います。各課には主幹、それに課長補佐がいます。私、調査しましたところが、課長と課長補佐が平均4.1人いるわけですし、課長だけでは頑張ったってとてもできませんので、そういった部下職員を総動員しまして極力滞納額を減らすよう努力をお願いしたいと思います。

以上で全部わかりました。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 時間がありませんので、簡単に申し上げます。

議案第18号水道関係のことでちょっとお聞きしたいと思います。この補正予算を見ますと、収益的収入及び支出のうち、水道事業収益の第1款第2項の営業外収益、これが168万円ほど減額になっております。これは、他の会計のほうから繰り入れしたか、あるいは利子償還分との関係があるかと思うんですが、それらにつきまして、その内容をお聞きしたいと思います。

次に、同じく費用のうち営業費を199万2,000円減額でございます。この内容についてもお伺いしたいと思います。

次に、資本的収入及び支出であります。これを見ますと、資本的収入額が2億5,172万9,000円不足しているわけですね。したがって、過年度分の留保資金、それから当年度分の留保資金、それから消費税関係の留保資金、これで補てんをしてバランスをとるという計画でございます。

この過年度分の留保資金、これは私の計算では2億7,000万円ぐらいになると思うんですが、これで計上しているのが2億3,700万円ですね。それと、消費税の531万8,000円、これを補てんしているんですが、これはおそらく仮払い消費税と仮受け消費税の差額だと思うんですね。資本的収支額。これで補てんしているんですが、仮払い消費税は幾らになっているか。あるいは仮受け消費税が幾らか。これをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど中山議員の質問にありましたように、水道事業で一番問題なのは漏水関係ですね。毎年、決算で大問題になっておりますが、昨年度は有収率が69%、大体3分の1が漏水しているということですね。年間100万立米ですか、非常に大きい、有収率80%で計算しても大体年間7,000万円ぐらい損をしているんですね。1日20万円。非常に大きなものであります。

そういうことで、今までも徹底的に漏水検査をやってもらったほうがいいのではないかと、いうことであつたという話があつたと思うんですが、話を聞きますと430万円ほどの検査料ということで、果たしてこれで完全な漏水検査ができるのかどうか大変疑問に思っていますが、その点ひとつお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（粟野育夫） 何点かありますので、順次ご説明申し上げたいと思います。

まず初めに、水道事業収益の営業外収益で168万円の減額となっております。この内訳でございますが、消火栓維持管理負担金が実質、鴻野山地内と熊田地内しか生じませんでしたので、その差額を減額したものでございます。それが123万4,000円でございます。その他の補助金とありますが、11万2,000円、この内訳は簡易水道の未償還分4万円と子ども手当の7万2,000円、合わせまして11万2,000円、あと雑収益55万8,000円減額となっておりますが、これは当初見込んだ雷の被害ですね。雷の被害を受けますと保険会社から罹災補償が支給されます。当初予算で250万円見込んでいたんですけども、収入見込額が194万2,000円ということで55万8,000円を減額したものでございます。合わせまして168万円の減額となったものでございます。

次に、水道事業費用の199万2,000円の減額となった理由でございます。備考欄のとおりでございますが、ちょっとわかりづらいのが、総係費の給与手当、法定福利費203万9,000円減、修繕費ほか40万3,000円増となっておりますが、公営企業の場合は退職手当等もこの中で処理されますので、積立金になりますので、合わせまして40万3,000円増額となっております。

あと、固定資産除却費として11万5,000円、これは五郎山配水池の建設に伴って城山配水池が供用をやめましたので、そこに設置してありました流量計を除却した費用でございます。

企業利息につきましては、記載のとおり54万6,000円減、過年度損益修正損というのは実際申し上げますと、不納欠損分でございます。不納欠損が当初29万1,000円見込んでおりましたが、本年度平成22年度34万6,000円不納欠損する予定でございますので、5万5,000円を計上したものでございます。

次に、資本的収入及び支出で収入より支出がオーバーいたします。議案書にありますように、この差額が過年度分、当該年度分の損益勘定留保資金及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額で調整するわけでございますが、公営企業の場合は一般会計、特別会計と違いまして、いわゆる収益的支出の中には減価償却費が入っております。支出で計上しても、実質お金は伴わない支出が計上されておりますので、それらの積立金、まだ平成22年度決算を踏まえておりませんので、予定で申し上げます。

まず、当該年度の損益勘定留保資金、予定であります2億6,300万円、過年度が2億5,151万9,621円、先ほどご質問ありましたように消費税関係があります。仮払い消費税と仮受け消費税がございます。仮払い消費税は払った消費税でございます。仮受け消費税につきましては預かり消費税でございますので、公営企業法上、その差額を補てん財源に充てる

ということが出来ますので、そのほかにも5つの補てん財源を持っているんですけども、平成21年度も当年度分の損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金をもちまして、資本的収入と支出の差額を補てんしたい考えでございます。

最後に、漏水関係でございます。先ほども中山議員の質問に答弁いたしましたように、昨年の上水の有収率、いわゆる有収率が69.0%ということでございます。これを地区別に分けますと、南那須地区の上水、烏山地区の上水は系統が違いますので、そのように計算できます。南那須地区におきましては、平成20年度においては84.3%、昨年におきましても79.7%ということで、おおむね栃木県市町村のレベルまで達しておりますので、あまり南那須地区においては漏水は生じていないのかな。烏山地区につきましては、平成19年度から66.7%、平成20年度については66.6%、昨年は5%前後落ちまして61.5%になっております。

したがって、数字的に一番漏水がひどい地区と予想されます烏山地区におきまして、先ほど申しあげましたように、出す水の流量計は全く異常がない。前年と同じ機械を使って測定していますので、異常がないということになると、あとは烏山の漏水しか考えられませんが、先ほど申しあげましたように、平成23年度につきましては烏山地区について漏水調査を行う。ただ、漏水調査は頼んで単純にすぐできるという話ではないんですね。配水管330キロを通して布設しておりますので、330キロをひとり歩いて調査するという事は至難だと思っておりますね、費用的にも。

したがって、今まで布設した配水管等の構造、布設年度を考慮して、その中からまたさらに漏水があるだろうという地区を注視してやるものですから、費用的にはそれほど思ったような金額がかからない。なお、平成23年度以降につきましては、漏水がひどい烏山について、平成25年度については南那須地区を順次漏水調査を実施したい考えでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ありがとうございます。今の質問で過年度分の留保資金ですね、これが2億3,714万3,000円という内訳になっているんですが、これはおそらく減価償却費という話、それから資産減耗費というのはことしないのかな。棚卸し減耗費というのかな。それとの関係で、私の計算では差が出てくるかと思うんですが、それと仮払い消費税、仮受け消費税が幾らになっているか。これをちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

数字的なことはそういうことで、充当順序なんですね。今までは過年度分不足額に対して過年度分をまず最初に充当する。それから、当年度分を充当する。そして最後に消費税、そうい

う形でやっていたんですが、この充当順序は今度変わったんですかね。順序が変わっているんですね。これを見るとそういうことが言えると思うんですが、充当順序が変わったのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、消費税の仮払い消費税のほうが多いわけですから、納付しなくちゃならないですね。これはある町村でずっと前かと思うんですが、申告を忘れてかなり大きな負担をした、重加算税とか延滞税を取られて大きな負担を市町村で行ったということがあるんですが、これらの納付については順調に定期的にやっているかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（栗野育夫） それでは、お答え申し上げたいと思います。

損益勘定留保資金を具体的に算出するには収益的収入から、これは資金ベースであります。収益的支出、減価償却、合わせて貯蔵品購入費、貯蔵品取り付け費が除かれた金額でございます。

次に、消費税につきましては、平成23年度では654万8,000円、平成22年度事業で建設改良費にかかった事業が仕事が多くやっていますので、昨年は多分135万2,000円ほど充当していると思うんですけれども、平成22年度は建設改良費の増大に伴いまして大きく654万8,000円を見込んでおります。

次に、順序でございますが、本市の場合は、まず、当年度分の損益勘定留保資金、次に消費税、次に過年度分という順番で処理いたしまして、引き継ぎ未収金とか引き継ぎ預金とかそこから辺につきましては、あと5つ残るんですけれども、手をつけないでも補てんできるといことなので、一応私もはっきりこの席上どちらの順番から充当していくのかというのはちょっとわからないんですけれども、例年烏山の場合に、昨年の決算書を見ていただいてもこの順番で補てんしております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） これは昨年の充当順序と違ってないかな。そういう感じですが、それは構わないですが、とりあえず大体了解をしました。あとでそのほうは調べていただければいいかと思います。これははっきり充当順序が明確に表示されているということで前は聞いたことがあるんですが、今回、やり方が違うようなのでお聞きした次第でございます。

いずれにしても、一番問題なのは漏水問題ですから、ひとつ職員一丸となってこの対策についてご努力をお願いしたいことを申し上げまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（粟野育夫） 最後に1点だけ、昨年度の決算書を持ち合わせておりますので、昨年の決算書を見ても、順番は平成22年度の順番と違いはないかと思えます。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） 一般会計のほうの8ページの地方債に関しまして、現時点で繰り上げ償還、真ん中のほうに償還の方法として書いてございます。政府資金を借りた場合、今、各種団体と申しますか、公共団体の中で借入れをして金融機関で繰上償還を拒むまでにはいかないにしても、好まないというようなことをちょっと聞いておりますが、今の市の厳しい財政の中で繰り上げ償還を考えられませんが、相手方の金融機関がそういうことがあるのかどうか。その1点だけお聞きします。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 繰上償還の関係であります。政府資金につきましては、5%以上のものについては、この議会でも報告をいたしましたように繰上償還をしてございます。民間資金、いわゆる市中銀行あるいはその他の金融機関ということでJA関係を含みますけれども、これらについて平成21年度末の現在高で市債残高59億7,000万円、起債残高総額の約半分になりますか、一般会計で申し上げておりますけれども、この59億7,000万円の利率の状況であります。いずれも3.0%以下の金利となっております。

最近、先ほどもちょっと申し上げましたが、2%までいかない低利な利率で借り入れておりますので、ここに償還の方法の中に、金融機関と協議して低利に借りかえることができるということになっておりますけれども、現状を考えれば、この繰上償還、借りかえまで検討しなくてもよろしいのかな。現在そういう状況であります。これらが経済状況によりまして、さらに低くなった場合については金融機関とも調整をしながら、これらの方法に沿って協議してまいりたいというふうに思っておりますが、現時点ではそういう状況ではございません。

○12番（佐藤雄次郎） 了解しました。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はございませんか。

11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 2点お伺いします。

29ページのイノシシの捕獲の強化事業、マイナス43万8,000円、これは来年度の予算を見たら、182万円つけているんですね。これはイノシシによる農産物の被害、こういったものは平成23年度つかまれているのか。それと、捕獲した数、こういったものがわかれば教えていただきたいと思えます。

もう1点です。30ページの観光施設費というところで、観光物産センター運営費というのが76万7,000円、これもやはり平成23年度、これは指定管理事業の中の事業だと思

んですね。来年度の予算を見ても452万円つけているわけです。多分同じような指定管理の運営費ですから、多分同額はもう支払われている上に76万7,000円が発生した。この中身をちょっと教えていただければ。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） イノシシ関係でございます。この43万8,000円の減は、電気柵の設置について補助をしてございますが、その申し込み件数が平成21年度と比較しますと低調に終わった。こういうことでご理解を賜りたいと存じます。

なお、平成21年度のイノシシの捕獲頭数でございますが、わなでとったものが119頭、狩猟でとったものが32頭で計151頭なのでございますが、平成22年度2月末時点で、わなの捕獲数は58頭でございます。狩猟につきましては3月15日まで猟期でございますので、まだ統計が出ておりません。昨年よりは減っていくものと期待しておりますが、各農家も自衛策を講じまして電気柵でのそういう設置、また、平成23年度からは県が主体となりました広域的な狩猟体制を構築するということで体制を組んでおりますので、被害額は一時と比べますと減っている傾向でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） それでは、観光物産センターの運営費関係につきまして、お答えをいたします。

これにつきましては、今まで物産センターの2階に飲食店が入っておりました。その関係で私ども、閉店後、清掃等を市の職員で対応してまいりましたが、どうしても油の汚れとかそういった専門業者さんが入らないと、今回議会の議決を経た後、4月から2階も指定管理施設になる関係上、その清掃費用ということで今回76万7,000円を計上させていただいております。

それから、先ほど458万円の平成23年度の予算があったかと思いますが、これはあくまで指定管理委託料ということで、これは引き続き金額を変えなく平成22年度、平成23年度も同額ということになります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） わかりました。電気柵で防護柵をやっているという話です。この地域というのは大体限られているんですか。それと、やはりこの申請の方法などというのは、皆さん承知なんではないですか。その辺のところ、ちょっと伺いたい。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 電気柵につきましては、平成22年度現在での申し込み件数は13件でございます。それで、その地域エリアについては特に制限はしてございませんが、本市内のということで、広報等を出しておりますが、さらなる普及啓蒙のため市のホームページに掲載する予定で現在準備中でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 観光物産の話、以前にも一般質問したと思うんですが、大金駅のわきに公衆トイレがあったんですね。これが改修されて、一たん駅の中に入らないと利用できないというようなことで、無人駅になっているから大丈夫かもしれないけれども、この観光物産センターのトイレを利用させてもらいたいという話をして、その後、全面的に観光物産センターにお願いするということになったわけですけども、そのトイレのほうもお客さんだけでなく、そういうような利用の方法はできないのか考えてもらいたいと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） それでは、今のお問い合わせでございますが、基本的に観光協会に指定管理委託することになりますが、そもそもこの施設につきましては、観光のお客様以外にも一般の市民の方も集う、そういったコミュニティホールにする考え方もございますから、私どもでは一般のお客様にトイレだけでも利用できるような、そういったものの手配も観光協会と看板といいますか、そういったチラシも玄関あたりに張っていただいて、そういったものも利用していただこうと、そういった方々にも利便性があるように対応してまいります。そのようなことで観光協会と相談してまいりますと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第10号から議案第18号までの9議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。

初めに、日程第21 議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。日程第30 議案第1号から日程第38 議案第9号までの平成23年度当初予算の9議案を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程 第30 議案第 1号 平成23年度那須烏山市一般会計予算について
 - ◎日程 第31 議案第 2号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
 - ◎日程 第32 議案第 3号 平成23年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
 - ◎日程 第33 議案第 4号 平成23年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
 - ◎日程 第34 議案第 5号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
 - ◎日程 第35 議案第 6号 平成23年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について

◎日程 第36 議案第 7号 平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計予算
について

◎日程 第37 議案第 8号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予
算について

◎日程 第38 議案第 9号 平成23年度那須烏山市水道事業会計予算につい
て

○議長（滝田志孝） したがって、議案第1号 平成23年度那須烏山市一般会計予算から
議案第9号 平成23年度那須烏山市水道事業会計予算までの9議案を一括して議題とします。
市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から第9号まで一括をして
提案理由の説明を申し上げます。

まず、那須烏山市一般会計予算についてであります。平成23年度一般会計予算は、個人所
得の大幅な減少や企業収益の悪化等によりまして、地方税収等が落ち込む厳しい状況でござい
ますが、国、県の施策を的確に把握をし、健全な行財政運営に努めつつ、引き続き那須烏山市
総合計画に基づく、ひかり輝くまちづくりの実現を目指した基本目標を着実に推進するため、
選択と集中を図りつつ、教育、福祉、医療、保健、安心・安全、環境などの各種事業を市民の
生活優先で展開するために、積極型予算編成したところでございます。

その結果、平成23年度一般会計歳入歳出予算総額127億6,800万円とし、前年度当
初予算と比較をいたしまして3億800万円、2.5%の増となりました。

以下、内容を申し上げます。歳入でございます。市税、個人、法人市民税11億9,530
万円、前年度比4.3%減、固定資産税14億62万3,000円、3.5%増、たばこ税1億
4,670万円、1.2%増など、合計で28億1,232万4,000円を計上いたしました。
これは前年度比284万5,000円、0.1%の減であります。

地方消費税交付金は前年度比1,600万円、6.9%減を見込み2億1,600万円としま
した。地方交付税は特別枠地域活性化・雇用等対策費1兆2,000億円が加わりまして、前
年度比4,000万円、1.0%増の42億5,000万円を計上いたしました。

国庫支出金は、通常的生活保護費負担金、障害者介護給付費負担金のほか、子ども手当負担
金4億7,688万4,000円、前年度比36.2%増、烏山小中学校耐震化対策事業の実施
に伴う公立学校施設整備費補助金1億9,289万7,000円、26.6%増、道整備交付金

7,250万円、72.1%減などで、合計は前年度比951万4,000円、0.7%減の13億2,743万6,000円といたしました。

県支出金は、介護基盤緊急整備等臨時特例事業補助金1億2,775万円や参議院選挙費委託金及び国政調査費委託金が皆減になりましたが、新規に子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を1,849万8,000円、緊急雇用創出事業費やふるさと雇用再生特別事業費補助金2億2,800万7,000円等がふえまして、合計前年度比610万8,000円、0.8%の増の8億646万4,000円を計上いたしました。

繰入金でございます。財政調整基金3億6,000万円及び市有施設整備基金1億円を繰り入れることによりまして、前年度費6,854万8,000円、17.4%増の4億6,320万3,000円といたしました。

諸収入は、中小企業融資資金貸付金元利収入、可燃ごみ専用袋売りさばき料などのほか、新規に地域海洋センター修繕助成金3,000万円などが加わり、前年度比2,231万8,000円、11.8%増の2億1,198万7,000円であります。

市債は、前年度比2億1,600万円、11.3%増の21億2,830万円と20億円を超えました。これは継続事業であります烏山小学校、中学校の校舎補強、改築事業、改修事業に伴い空調整備事業を追加実施することや、市道整備事業等のほか新たに社会福祉施設整備事業、B&G海洋センターの改修事業、消防庁舎建設事業負担金等に合併特例債15億6,830万円を計上したことが主な要因でございます。

臨時財政対策債は、国の地財計画によりますと、発行可能総額が前年度比20.1%減少いたしますことから、5億円、前年度比1億円の減を計上いたしました。

この結果、市税等の自主財源は37億4,432万3,000円、構成比29.3%、2.0%の増、地方交付税等の依存財源90億2,367万7,000円、構成比70.7%となりました。

歳出でございます。議会費前年度比3,722万8,000円、27.8%増の1億7,126万1,000円であります。これは地方議員年金制度を6月に廃止するという総務省方針を受け、追加負担金分の4,199万1,000円を計上したことが主な要因であります。

総務費であります。前年度比4,862万2,000円、3.7%減の12億5,917万5,000円あります。主な内容は、新規にデマンド交通実施運行事業費や外国人登録システム構築費を計上したほか、行財政システム費を増額いたしました。

一方、固定資産税の評価がえ、課税客体事業費の縮小、那須烏山市議会議員選挙費、参議院議員選挙費、国勢調査費の終了等が減額要因でございます。

民生費は前年度費1億2,422万円の3.7%増の35億1,930万7,000円で、歳出

予算総額27.6%を占めております。これは、新規の社会福祉施設整備費補助金、子ども手当給付金費の増額、国民健康保険特別会計繰出金が主な増額要因であります。減額は高齢者福祉施設整備費の皆減やこの児童手当給付費、生活保護扶助費等でございます。

衛生費は、前年度比8,947万6,000円、5.9%減の14億1,474万2,000円であります。新規にヒブ、小児肺炎球菌、子宮頸がんのワクチン予防接種事業費5,264万5,000円を計上いたしました。減額は、広域行政事務組合の塵芥、ごみ事業負担金等でございます。

労働費は、前年度比1億432万5,000円増の1億617万7,000円であります。これは、雇用対策事業の試行雇用助成金120万円を継続したほか、新規に公募提案型緊急雇用創出事業1億492万5,000円の計上により大幅増となったわけであります。

農林水産業費は、前年度比1,905万1,000円、5.2%減の3億4,415万6,000円であります。ここでは、新規の道の駅施設整備事業のほか、地籍調査事業費、農業振興費、元気な森づくり推進事業費等を計上いたしております。

商工費は、前年度とほぼ同額の3億2,008万5,000円であります。新規の住宅リフォーム助成事業のほか、企業誘致事業、中小企業融資支援事業、新事業創出支援事業を計上いたしました。観光事業では、まちなか観光推進費、スポレク“エコとちぎ2011”開催時のPR費等でございます。

土木費でございます。前年度比3億256万5,000円、21.0%減の11億3,619万4,000円でございます。減額要因であります。道整備交付金事業の一部完了、下水道事業特別会計繰出金や狭あい道路拡幅事業の減額によるものでございます。

消防費でございます。前年度比3億1,354万4,000円、52.9%増の9億604万1,000円あります。主な増額要因は、広域消防の再編に伴う消防庁舎建設費であります。その他の事業は年次計画で進めております小型ポンプ自動車の更新や防火貯水槽築造工事等でございます。

教育費であります。前年度比2億397万7,000円、10.1%増の22億2,119万円を計上いたしました。主な内容を申し上げます。烏山小学校は体育館改築工事が終了したものの、校舎（南舎、北舎）の耐震化事業及び空調整備事業を新たに計上いたしました。烏山中学校は継続事業の校舎補強、改修事業に空調整備事業費を追加計上いたしました。その他の小中学校の空調整備や、平成24年度に実施をするための設計業務費でございます。

また、特色ある地域教育力の向上のための小学生生活指導、学級支援事業、奨学金給付事業、サタデースクールの実施、英語コミュニケーション事業及び国指定の山あげ行事や長者ヶ平官衙遺跡の保存事業、地域活動事業としての公民館事業やスポーツ振興対策費等でございます。

この結果、一般会計予算歳出の目的別構成比は、民生費27.6%、教育費17.4%、衛生費11.1%、公債費10.6%、総務費9.9%の順となっております。また、性質別構成比でございますが、補助費等19.5%、人件費の18.5%、普通建設事業費の16.9%、扶助費13.5%の順となっております。

以上、平成23年度一般会計当初予算概要であります。那須烏山市が誕生いたしまして5年半を経過いたしますが、改めて産学官民が連携した協働をキーワードに一体感の醸成と均衡のある発展を目指したまちづくりを進めてまいります。

長期停滞する今の地域経済を勘案しますと、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想されます。このため、事務事業の評価、見直しを進め、市民と協働による行財政改革を断行していく所存であります。また、都市再生ビジョン、公共交通再編整備計画、まちなか観光ネットワーク構想といった都市空間整備のもととなります計画策定に伴い、平成23年度は各計画に基づく実行の年と位置づけたところでもございます。この機会に、合併の果実を市民が実感できる施策の展開を図り、なお一層市民の福祉向上に努力をする所存でございます。

次に、議案第2号は、那須烏山市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

○議長（滝田志孝） 市長、ちょっとよろしいですか。

済みません、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

○市長（大谷範雄） 続けます。国民健康保険は、他の医療保険事業に比べ、高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っておりまして、その運営は極めて厳しい状況にございます。予算編成に当たりましては、経費の節減合理化に配慮したところでございます。

事業勘定からご説明申し上げます。平成23年度事業勘定の歳入歳出予算総額34億7,710万円とし、前年度当初予算と比較をいたしまして2.9%の増額となりました。

歳出の主なものは、保険給付費が予算総額の66.3%を占め、続いて、後期高齢者支援金等12.7%、共同事業拠出金11.9%、介護納付金6.3%でございます。これらの主な財源は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金でございます。このうち国民健康保険税は、前年度比8.8%減の8億6,607万円を計上いたしました。減額の主な要因は、所得減に伴う課税標準額の減少並びに平成23年度から軽減割合の見直しを図った影響でございます。また、1億9,300万円の財源不足が生じたことから、財政調整基金繰入金により措置をいたしております。

次に、診療施設勘定でございます。平成23年度診療施設勘定歳入歳出予算総額は、前年度当初予算費1.0%減の8,600万円でございます。

歳出の主なものは、医業費が予算総額50.5%を占め、続いて総務費が47.0%でございます。これらの主な財源は診療収入と繰入金をもって措置をいたしております。なお、繰入金

は境診療所の診療設備費の償還金分のみを計上いたしております。診療所は、地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大なるものがございます。今後とも各位のご理解とご協力を賜りながら健全な運営に努めてまいり所存でございます。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ておりますことを申し添えておきます。

議案第3号は、那須烏山市熊田診療所特別会計予算についてでございます。平成23年度熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額5,200万円といたしまして、前年度当初予算と比較いたしまして0.8%の増額といたしました。

歳出の主なものは、総務費62.1%を占め、続いて医業費が36.0%でございます。これらの財源は、診療収入をもって措置し、不足財源につきましては一般会計繰入金をもって措置をいたしております。

診療所は地域の一次医療機関として、地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を担っております。経営については厳しい状況にございますが、今後とも健全経営に努めてまいり所存でございます。

議案第4号は、那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。平成23年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は2億7,710万円とし、前年度当初予算と比較をいたしまして9.4%の減額といたしました。歳出の主なものでございますが、保険料等の広域連合納付金が87.5%を占め、続いて健康診査事業が10.1%でございます。

これらの財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金が主でございます。このうち後期高齢者医療保険料は、前年度比26.3%減の1億6,323万2,000円でございます。

また、一般会計繰入金の充当先は国民健康保険と同様に、低所得者、被用者保険の被扶養者に対して減額した保険料額を補てんするため、県及び市の負担分7,927万1,000円、そして健康診査事業、総務費、諸費1,189万6,000円でございます。

なお、後期高齢者医療被保険者の見込み数4,848人といたしまして、平成22年度平均見込み数4,800人の1%増といたしております。

議案第5号は那須烏山市介護保険特別会計予算についてでございます。平成23年度介護保険特別会計歳入歳出予算総額22億8,400万円とし、前年度当初予算と比較いたしまして1億2,190万円、5.6%の増額といたしました。

歳入の主なものは、介護保険給付費や地域支援事業費の財源といたしまして、第1号被保険者介護保険料、国、社会保険診療報酬支払基金、県及び市の負担分等でございます。

歳出の主なものは居宅介護サービスや施設介護サービスに係る介護保険給付費、地域支援事業費等でございます。平成23年度には那須烏山市第4期介護保険事業計画の最終年次にあた

ります。介護予防事業といたしまして、地域包括支援センターを中心に、元気高齢者対象のいきいきサロン教室、介護ボランティアの育成事業、各種介護予防プログラム等事業の拡充を図りながら、健康、いきがいつくりの普及推進を図ってまいりたいと考えております。

また、平成23年度の開所に向けて、市内介護老人保健福祉施設の小規模特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームの整備が進められておりますことから、介護給付費の増加への対応も踏まえながら、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいり所存でございます。

議案第6号でございます。那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。興野地区の農業集落排水事業につきましては、平成12年1月の供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組み、平成22年3月末の水洗化率は82.75%となっております。

平成23年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算総額は5,570万円とし、前年度当初予算と比較をいたしまして16.7%の減額といたしております。歳出の主なものは、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金でございます。財源は事業加入金、使用料、一般会計繰入金、市債等を持って措置をいたしております。

次は、議案第7号 那須烏山市下水道事業特別会計予算についてでございます。平成23年度下水道事業特別会計の歳入歳出予算総額3億7,490万円とし、前年度当初予算と比較をいたしまして2.1%の減額といたしました。

歳出の主なものは、水処理センター等の維持管理費、舟戸中継ポンプ場基本設計に係る業務委託費、管渠築造工事費及び建設事業に係る市債の元利償還金でございます。これらの財源につきましては、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等をもって措置をいたしました。

なお、下水道事業の概要を説明いたしますと、烏山中央処理区の整備状況は、全体計画区域260ヘクタールのうち認可区域99ヘクタールの整備を進めておりまして、平成22年3月末の整備面積は約91.9ヘクタール、全体計画に対する整備率は35.3%でございます。水洗化率は26.85%で、年間汚水処理量は10万4,900立方メートルでございます。

南那須処理区の整備状況は、全体計画区域76ヘクタールのうち、平成22年3月末までに64ヘクタールの整備を完了いたしております。水洗化率は86.39%で、年間汚水処理量は19万2,000立方メートルでございます。今後も烏山中央処理区の認可区域について整備を図りながら、引き続き水処理施設の良好な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいりたいと考えております。

議案第8号は那須烏山市簡易水道事業特別会計予算についてでございます。簡易水道事業は、日常生活において必要不可欠な水道水の安定供給と公衆衛生の維持向上を図るために、円滑な

事業運営と施設の維持管理に万全を期してまいる所存でございます。

平成23年度簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算総額9,840万円とし、前年度当初予算と比較をいたしまして2.1%の減額といたしました。歳出の主な内容は、簡易水道の人件費、維持管理費、市債の償還に伴う元金及び利息であり、これらの財源は水道使用料、加入金、一般会計繰入金等をもって措置をいたしております。

議案第9号 平成23年度那須烏山市水道事業会計予算についてでございます。平成23年度当初予算の業務の概要は、給水戸数8,686戸、年間給水量239万2,920立方メートル、1日平均給水量6,556立方メートル、主な建設改良事業費1億3,969万5,000円でございます。

収益的収入の主なものは、水道料金、他会計補助金等で予算総額5億5,421万7,000円でございます。収益的支出の主なものは、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息等で予算総額5億758万2,000円でございます。

投資的経費でございます資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金、負担金等で予算総額1億8,635万2,000円でございます。資本的支出の主なものは、大金台浄水場構築物の耐震診断に伴う設計業務委託費、愛宕台送水ポンプ場整備費、愛宕台地内送水配水管布設整備費、愛宕台配水池整備費等の建設改良費及び企業債償還元金等で、予算総額4億4,963万6,000円でございます。

今後も、収納率の向上や経費の節減など一層の経営努力を重ね、利用者の利便性とサービス向上を図るとともに、安定供給のため施設の維持管理や整備等に努めるなど、良質で安全な水道水を安定的に供給してまいる所存でございます。

以上、議案第1号から議案第9号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程中の平成23年度当初予算につきましては、3月8日の本会議におきまして総括質疑の後、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、平成23年度当初予算の質疑及び常任委員会の付託については、3月8日と決定いたしました。

○議長（滝田志孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

[午後 5時05分散会]